
出席議員(17名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木仁	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	平間清志	君
子ども家庭課長	鈴木俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	安彦 秀昭 君
税収納対策監	佐藤 芳 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第4号)

平成28年12月8日(木曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第29号 柴田町母子生活支援施設条例を廃止する条例
- 第 3 議案第30号 柴田町自治功労者優遇条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第31号 柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第32号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第33号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第34号 柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第35号 柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 第 9 議案第 36 号 柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 37 号 平成 28 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 11 議案第 38 号 平成 28 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 12 議案第 39 号 平成 28 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 13 議案第 40 号 平成 28 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 14 議案第 41 号 平成 28 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 15 議案第 42 号 平成 28 年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 16 意見書案第 3 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
- 第 17 意見書案第 4 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」等患者負担見直しの慎重審議と現行制度の継続を求める意見書
- 第 18 意見書案第 5 号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書
- 第 19 意見書案第 6 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 第 20 請願第 1 号 子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民に対し、町が年 1～2 回程度、継続的に検査を実施することを求める請願
- 第 21 陳情第 2 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情
- 陳情第 3 号 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 4 号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、5番斎藤義勝君、6番平間奈緒美さんを指名いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、日程の前に昨日の会議におきまして任命に同意されました農業委員会委員から挨拶の申し出がありますので、これを許します。委員9人のうち、加藤純也さんと根元俊一さんのお二人は所用のため、7人の委員からとなります。随時登壇、挨拶をお願いいたします。

最初に、岩間良隆さん、加藤一郎さん。

〔岩間良隆君、加藤一郎君 登壇〕

○議長（加藤克明君） 岩間良隆さんから、どうぞ。

○農業委員（岩間良隆君） おはようございます。

このたびは農業委員会委員に選任同意、ありがとうございます。

今、農業情勢が厳しい中、皆さんご存じのとおり、農家の方は苦労とか疲労だけが残って、お金は残っていない状況でございます。

そして、議会の皆さんから多大なるご理解、ご協力で、担い手農家等、いろいろ面倒を見てもらって、大変ありがとうございます。

私は皆さんと同様、皆さんは町政、議会、こういう関係で頑張ってもらっております。私は農業委員に選任していただいたので、これから一生懸命やっていきたいと思っておりますので、

よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（加藤克明君） 加藤一郎さん、どうぞ。

○農業委員（加藤一郎君） おはようございます。

ご紹介いただきました上川名の加藤一郎でございます。

このたびは農業委員会委員の選任にご同意いただきまして、ありがとうございました。

私は、学校を卒業して50年になります。この経験をもとに、一生懸命相務めたいと思います。

よろしくお願ひします。きょうはありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤克明君） 次に、猪又秀夫さん、大宮邦夫さん。

〔猪又秀夫君、大宮邦夫君 登壇〕

○議長（加藤克明君） 猪又秀夫さん、どうぞ。

○農業委員（猪又秀夫君） おはようございます。

猪又です。

先日は農業委員選任にご同意、大変ありがとうございました。

農業関係、後継者、担い手が育つ農業になりますように、微力ではございますが貢献したいと考えておりますので、ご協力、ご指導よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（加藤克明君） 大宮邦夫さん、どうぞ。

○農業委員（大宮邦夫君） おはようございます。

富沢から来ました大宮邦夫です。

このたびは農業委員の選任に同意いただきまして、本当にありがとうございました。

私たちの地区は、今イノシシがすごく爆発的にふえていまして、部落でも4名の方がわな免許を取っているんですけども、なかなか入らないんですね。11月15日からやりまして、4つのわなをかけまして、1頭とって、あと1頭はわなを横に倒されまして、逃げました。ですから、今のところ1頭だけです。私たちもいろいろと努力はしますが、囲みわなですか、大きなわなをつくってもらって、ただ100万円以上します。個人ではできませんので、行政の力をおかりしまして、少しでもイノシシが減らせるようにしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

今回は選任の同意をいただきまして、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。（拍手）

○議長（加藤克明君） 次に、関哲也さん、加茂富枝さん、佐藤健さん。

〔関 哲也君、加茂富枝君、佐藤 健君 登壇〕

○議長（加藤克明君） 初めに、関哲也さん、どうぞ。

○農業委員（関 哲也君） おはようございます。

ご紹介いただきました関哲也と申します。

このたびは農業委員会委員選任のご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

精いっぱい柴田町農業のために頑張っていきたいと思っております。農政推進に努め、町民の期待と信頼に応えていきたいと考えております。

農業委員会委員の選任にご同意いただきましたことにつきまして御礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤克明君） 加茂富枝さん、どうぞ。

○農業委員（加茂富枝君） おはようございます。

ご紹介いただきました下名生の加茂富枝と申します。

このたびは農業委員の選任にご同意いただきまして、まことにありがとうございます。

本当に微力ながら、女性農業委員として2期6年を務めさせていただきました。県内外の女性農業委員や女性農業者の方々のひたむきなお姿や活躍を肌で感じ、必要性を十分に感じました。女性ならではのアイデアとか経験とか勇気を少しでも引き出せるように、今後とも頑張りたいと思います。

選任にご同意いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤克明君） 続きまして、佐藤健さん、どうぞ。

○農業委員（佐藤 健君） おはようございます。

ご紹介いただきました佐藤健です。

農業の現場を見ますと、課題としまして集落営農、担い手の育成、農地の集積、圃場整備の進展・展開など、多くの課題を抱えておりますので、農業行政の推進に努力し、町民に信頼と希望を与えられるように努力します。そう考えております。

まずは、農業委員選任に当たり、ご同意いただきまして厚く感謝申し上げます。今後とも頑張りますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。（拍手）

日程第2 議案第29号 柴田町母子生活支援施設条例を廃止する条例

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第29号柴田町母子生活支援施設条例を廃止する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第29号柴田町母子生活支援施設条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町母子生活支援施設「山下荘」は、昭和29年10月に母子世帯の自立促進のため設置され、昭和54年に建物を改築し、現在に至っております。

平成26年度末に入所要件を満たす者がいなくなったことなどにより、平成27年度から施設を休止しておりました。母子生活支援施設として、当初の設置目的も達成され、また、生活形態の変化により賃貸住宅などの一般住宅に住む方が多くなり、在宅での母子支援に移行しております。このことから、今回、柴田町母子生活支援施設条例を廃止するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） それでは、議案第29号柴田町母子生活支援施設条例を廃止する条例についての詳細説明を申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

今回廃止する施設は、名称は柴田町母子生活支援施設「山下荘」、所在地は柴田町船岡南一丁目4番3号、設立は昭和29年10月1日で、構造は鉄骨づくり2階建て、延べ床面積は663.6平米、敷地面積は1,792.60平米で、敷地については国から無償で3年更新により借用しており、現契約期間は平成26年11月25日から平成29年11月24日までとなっております。入所定員は9世帯となっております。

この母子生活支援施設「山下荘」は、経済的理由や児童の養育に欠ける母子世帯が入寮し、自立のための支援を受けるための施設として昭和29年10月に現在地に建設されました。昭和54年に建物を改築し、現在に至っています。

近年、生活形態の変化により、一般住宅等に入る母子世帯が増加し、母子生活支援施設を希望する方が少なくなり、当施設では平成26年度末において利用者がなくなり、施設の利用を平成27年7月より休止しておりました。さらに、平成27年4月から入所資格がなくなったにもかかわらず不法占拠していた1名についても、平成28年4月21日に裁判所による強制執行により退去し、解決しております。

母子に対する援助制度は、入寮による支援・指導から、一般住宅等に入居している方への支

援へと移行しており、児童扶養手当、相談、就業支援などを行っており、今後はさらに在宅においての母子支援が主なものとなり、施設の所期の設置目的も達成されていることから、今回施設を廃止するものです。

条例をごらんください。

柴田町母子生活支援施設条例を廃止する条例。

柴田町母子生活支援施設条例（昭和31年柴田町条例第17号）は、廃止する。

附則です。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号柴田町母子生活支援施設条例を廃止する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第30号 柴田町自治功労者優遇条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第30号柴田町自治功労者優遇条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第30号柴田町自治功労者優遇条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在、消防団員としての自治功労者の該当要件は、満30年以上となっております。一方、交通指導隊と防犯実動隊の要件は、満25年以上となっており、それとの整合性を図るため、消防団員も同様に満25年以上に改正するものです。

また、個人として100万円以上の金品の寄附に関して、これまでいつときに寄附していただ

いたときに自治功労者として該当させておりましたが、100万円未満でも、継続して寄附をしていただく方もいることから、累計で100万円以上になったときにも自治功労者として該当させるために改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 補足説明をさせていただきます。

議案書21ページをお開きください。

議案第30号柴田町自治功労者優遇条例の一部を改正する条例になります。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、自治功労者の該当要件を改めさせていただくものです。

これまで消防団の活動のみ満30年以上というふうにされておりましたが、他の活動要件と同様に今回25年以上に改めさせていただきたいというものでございます。そうしますと、条例規定上の最長の活動年数は一番長いもので満25年ということで統一になります。

また、もう1点、個人としての寄附でございますが、いつときに100万円ということで一時金の扱いをしてきました。しかし、これまで運営上継続して納めた方で、100万円を超えた方も自治功労対象者としたことがあったことから、今後混乱が生じませんように、字句を削除して、わかりやすい表現に改めるものでございます。

それでは、条文です。

21ページです。

改正後のアンダーラインのところが今回の改正内容になります。これまで消防団としては満30年以上の勤務者でしたが、第2条第1項第7号になります、「交通指導隊員、防犯実動隊員又は消防団員として満25年以上勤続した者」というふうに改めるものです。

第8号です。これまで「一時」という表現がありました。第8号「個人として金100万円以上の金品を町に寄附した者」というふうに改めるものでございます。

附則です。この条例は平成29年4月1日から施行します。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番桜場政行君。

○2番（桜場政行君） 桜場です。

条例改正、とてもいいことだと思います。

ちょっとお聞きしたいことが、来年、平成29年の消防団の自治功労者、一気に5年縮まるといふことで、何名の方が対象になるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 一気にふえますけれども、36名になります。よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 今回の改正なんですけど、消防団の定年は70歳でしたか。たしかそうですね。それで、これが25年になるということは、例えばその時点で退団すると。表彰されたから退団というふうな言い方になるかもしれませんが、それによる団員数の減少ということは考えられないのかということをお聞きしたい。

それから、自治功労の金額なんですけど、ちょっと調べましたところ柴田町と村田町ぐらいで、村田町では一時に200万円というふうに書いてありますけれども、この額の決め方というのはいわゆる自治体独自に決められるものなのかなと。そこをお聞きしたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 25年に改めることで、25年を経たおやめになるという、ご心配だと思うんですけども、ただいまの消防団活動、いろいろ話をしていますと、定年まで一生懸命働きたい、活動したいという方が多いので、表彰を受けてやめるということで消防団活動はしていませんので、活動の意義をわかっていらっしゃる団員ですので、そういった心配は今のところ全くしておりません。

もう1点ですけども、確かに村田町は200万円という条例制定をしています。これは各町それぞれの判断です。これまで柴田町は100万円が妥当だろうということで進めてきておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 心配していないというよりも、多分そういうことはないんだろうというふうに願ひたいものだと思います。

最後に、この自治功労者というのは自治法にこうしなさい、あしなさいというふうに定めであるということではなくて、それは基本的な部分はあると思うんですけども、これはそれぞれの自治体で独自の決め方ができるということなのかなということ、自治体によってはこの自治功労の中に例えば市長何年、町長何年以上とか議員が何年とかというふうに書いてあります。うちの場合は自治功労の中に議員とか町長経歴者がどうかというのはまた別な条例に書

いてあるんですけれども、これは一気にこういうふうにしないうばらばらになっている状況というのは、自治体ごとに単独で制定できるということなのかどうかだけお聞きしておきます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 自治体それぞれです。柴田町は柴田町自治功労者優遇条例というのを定めております。被優遇者ということで、ただいま申し上げました交通指導隊員、防犯実動隊員、消防団員、第7号ということで先ほどお話ししましたけれども、第1号には議会議員として満12年以上勤務した者とか、第2号に行きますと町長として満8年、副町長以下もありますけれども、そのほか法令に基づく委員として何年とかという、いろんな定めがありますけれども、これは各町それぞれの考え方でつくられております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号柴田町自治功労者優遇条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第31号 柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第31号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第31号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成28年8月に国に出された国の人事院勧告及び平成28年10月の宮城県人事

委員会勧告を踏まえ、職員及び任期付職員の月例給並びに勤務手当の引き上げについて改正を行うものです。あわせて、配偶者、子、父母等に係る扶養手当の見直しに伴う改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 補足説明を申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

議案第31号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例になります。

ただいま提案理由で町長が申し上げましたとおり、国の人事院勧告を受けまして、国のほうでは11月26日に改正の法律が成立しております。宮城県においても同様の改正をされております。今回、本町においても人事院勧告に準じた形で改正をしたいと考えております。

今回、何点か改正の内容があるんですけども、初めに概要をお知らせしたいと思います。

まず1点目については、民間給与との格差に基づく給与の改正を行うもので、月例給、毎月の給料ということになりますけれども、平均改定率で0.2%の引き上げを行うものでございます。新規採用職員の初任給で申しますと、1,500円の引き上げになります。若年層の職員については、おおむねその1,500円に近い形です。その他、年齢、経験が上がると同時に給与体系が変わるんですけども、一番小さい数字で400円。ですから、1,500円から400円の範囲で引き上げを行うということになります。

もう1点については、ボーナス給です。0.1月分、100分の10の引き上げを行うものですが、これにつきましては勤勉手当に配分をしていくというふうになります。再任用職員につきましては0.05月分、100分の5の引き上げで、これも勤勉手当に配分をしていくと。こちらについては、いずれも平成28年4月1日にさかのぼって適用いたします。ボーナス給につきましては、28年12月期に改定を行うというふうになっております。

もう1点、給与制度の見直しの中で扶養手当の見直しになります。これまで配偶者については1万3,000円とされていましたが、これが6,500円に改めることになります。この財源を生かして子の手当をふやしていくということで、子につきましては平成28年6,500円から1万円に上がることになります。その他扶養親族につきましては、6,500円でそのまま。これは職員に配偶者がある場合です。配偶者がいない場合につきましては、子は1万1,000円だったものが

1万円になります。他の扶養親族につきましては1万1,000円から6,500円。これは平成29年4月1日から適用になりますが、30年度にかけて段階的に引き上げ、引き下げを行っていくというふうになるものです。

先ほど申し上げましたボーナスについては、年間4.2月から4.3月に0.1月分上がるというふうになりまして、扶養手当は配偶者につきましては、28年度1万3,000円、29年度1万円、そして30年度で6,500円となります。子につきましては、28年度6,500円、29年度8,000円、30年度1万円となるものです。その他の扶養親族については6,500円で引き続き同じということです。職員に配偶者がいない場合、子につきましては28年度1万1,000円、29年度、30年度それぞれ1万円ということになります。その他の扶養親族は1人につき28年度1万1,000円、29年度9,000円、30年度6,500円と段階的に引き下げになります。そうしますと、子については1万円、その他の扶養親族については6,500円というふうに改まるものです。

それでは、条例のほうの説明をさせていただきます。

同じく23ページになります。

改正後のアンダーラインを入れているところが改正の部分になります。

23ページの下になります。これまで100分の80を乗じて総額を算定しておりましたが、6月に支給する場合においては100分の80、次のページにまたがります。12月期に支給する場合においては100分の90、ここで先ほど申し上げました0.1月、100分の10の引き上げでございます。

第2号です。再任用職員の勤勉手当基礎額ですが、これまで100分の37.5とありました。6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5、0.05月分の引き上げでございます。乗じて得た額の総額とするものでございます。

25ページから27ページまでが行政職給料表の改正後のものになります。先ほどお話しした平均改定率0.2%上げたものの給料表になります。

28ページから30ページまでが改正前のこれまでの給料表ということになりまして、こちらを比較しますと先ほどお話しした400円から1,500円の引き上げというふうになります。

31ページをお開きください。

第2条、柴田町職員の給与に関する条例の一部の改正でございます。

こちら扶養手当、第9条です。改正前、第2号に「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫」という表現でございましたが、改正後は第2号、「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」となります。第3号では、「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」と改めるものです。

第3項につきましては、先ほど申しあげました1万3,000円から6,500円に、あと配偶者がない場合については1万1,000円から1万円に下がるものでございます。第3項「扶養手当の月額額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という）については、1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という）については1人につき1万円とする」ものでございます。

33ページをお開きください。

第19条、勤勉手当になります。改正前では、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合には100分の90、先ほど第1条で申しあげたとおりです。この部分を6月期、12月期とも100分の85に改めるものでございます。これは支給割合の変更でございますが、年間の支給額の変更は生じません。

第2号においても同様に、再任用の職員の勤勉手当の基礎額ですが、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5とあったものを、いずれも100分の40というふうに変更するものでございます。

34ページをお開きください。

第3条です。柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例になります。

第7条、給与に関する特例のところでございます。特定任期付職員の給料表でございますが、改正後、第1号棒を37万2,000円に、第2号棒を42万円に改めるものでございます。現在、柴田町には特定任期付職員はおりません。

35ページ、附則になります。施行期日等です。

第1項、この条例は公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の柴田町職員の給与に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

第3項については給与の内払い、第4項につきましては先ほど申しあげました段階的に30年度に向けての引き上げ、引き下げを定めたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第33号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第32号柴田町町税条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第33号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第32号柴田町町税条例の一部を改正する条例及び議案第33号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「所得税法等の一部を改正する法律」が公布され、同法による改正のうち、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」が公布されたことに伴うものであります。

改正の主な内容は、新たな分離課税区分として特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例を定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第32号柴田町町税条例の一部を改正する条例及び議案第33号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、平成27年11月26日に日本と台湾の間で租税条約に相当する日台民間租税

取決めが締結されたことにより、「所得税法等の一部を改正する法律」が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税の非課税に関する法律」の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

なお、ただいま申し上げました「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」は、今回の改正に合わせ題名を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に改められておりますので、条例条文には改正後の題名を使用しております。

それでは、議案書37ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例になります。

改正後の欄、附則第24条の次に第24条の2として特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を新たに加えるものです。特例適用利子等及び特例適用配当等は、日本国居住者が台湾に所在する法人等を通じて国内において支払いを受ける利子及び配当であります。特例適用利子等及び特例適用配当等に対して申告分離課税が設けられ、町民税の所得割として100分の3の税率を適用するものです。

議案書41ページから46ページまでは、第24条の2を加えたことによる条ずれにより、改正前の第24条の2を第24条の3とし、項番号のずれ、用語の整理を行うものです。

46ページ、附則になります。第1条にて施行期日を平成29年1月1日とし、第2条では経過措置を規定したものです。

次に、議案書47ページをお開きください。

議案第33号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

町税条例の改正に伴い、町民税の所得割として課税することとなった特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を追加するものです。

議案書47ページ、改正後の欄、附則第9項の次に第10項として特例適用利子等を、第11項として特例適用配当等の課税の特例を規定するものです。

48ページでは、改正前の第10項、第11項及び第12項の項ずれを整理するものです。

49ページの附則では、第1項にて施行期日を平成29年1月1日とし、第2条では経過措置を規定したものです。

以上で柴田町町税条例の一部を改正する条例及び柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての詳細説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第34号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第34号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、子供の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、平成29年4月1日から所得制限を撤廃し、助成対象を拡大することに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） それでは、議案第34号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明を申し上げます。

議案書51ページをお開きください。

今回の改正は、子ども医療費の助成について平成29年4月1日から、これまで子供の保護者の所得によっては助成対象となっていなかった方についても、今回所得制限の条項を削除し、出生から15歳に達する日の年度までの間にある全ての町民、ただし生活保護者は除きますが、町民を対象に、入院時食事療養費を除いた医療費の自己負担額分を助成の対象とするため、条例を改正するものです。

改正条文の説明をさせていただきます。

条例をごらんいただきたいと思います。

最初に、改正前第3条第2項のアンダーラインの部分につきましては、これまで所得制限を明記した条項であるため、その全文を削除するものでございます。

続きまして、第4条第1項は文言の整理でございます。

続きまして、議案書52ページになります。

第5条第4項は、同じく文言の整理です。

第6条につきましては、所得額の確認についてでございます。改正前のアンダーラインの引いてある前段の部分については、所得制限の撤廃に伴う第3条第2項の削除による削除であります。改正後の第6条については、一部負担金の額やその他必要があるとき、例えば県の補助金助成を受けるためなどに必要があるときに、助成対象者の保護者の所得を確認するという条項を明記させていただいております。

以上が改正内容でございます。

附則です。

第1項、この条例は平成29年4月1日から施行します。

第2項は経過措置でございます。

第3項は受給資格の登録、所得確認及び受給者証の交付については施行日前、つまり平成29年4月1日前から行える特例を明記しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第36号 柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第35号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第36号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第35号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び議案第36号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が施行され、市町村が介護サービス等の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき国が示す基準が改正されたことに伴うものです。

主な内容は、居宅サービスに位置づけられていた利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所が、地域密着型サービスに移行することに伴う基準の新設、介護予防認知症対応型通所介護

の運営推進会議の開催等の基準の変更となります。

介護サービス等の整備促進、適切な事業運営確保等の観点から、条例で定める町の介護サービス等の基準についても、国が示す基準と同様とするため、改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第35号及び議案第36号の2つの議案につきまして、関連がありますのであわせて説明をさせていただきます。

今回の条例の改正は、参酌すべき国の基準省令の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本町の条例の一部を改正するものです。

先に改正内容の概要を説明させていただきます。

議案第35号、第36号の関係資料をごらんください。

条例改正の主な内容ですが、県が指定する通所介護事業所のうち、小規模な通所介護事業所が町が指定する地域密着型に移行することになります。基本的な考えといたしましては、これまで県の指定を受けておりました通所介護事業のうち、利用定員18名以下の小規模と療養通所介護などの小規模な通所介護事業所が、平成28年4月1日より町長が指定する地域密着型通所介護事業所に移行になります。

地域密着型介護に移行した通所介護事業所の変更点といたしましては、1つとして地域密着型事業所へ移行したことにより、町の指定事業所となると。利用できる被保険者については、町内在住の要介護認定者という形になります。

もう一つは、地域密着型事業所になりますので、地域との連携が必要となることから、運営推進会議の設置が義務づけられます。回数につきましては6カ月に1回以上の開催を義務づけるものです。

資料の裏面の図をごらんください。

上段がこれまで県が指定しておりました通所介護事業所となります。下段は町が指定する地域密着型の認知症対応型通所介護となります。

平成28年4月1日以降、これまで1カ月当たりの平均利用者数が300人以内であった小規模型通所介護事業所は、地域の必要性和運営の透明性の確保の観点から、町が指定する右側の地域密着型通所介護に移行するものです。

右側の図にあるように、18名以上の大規模型Ⅰ・Ⅱ、通常規模型の通所介護事業所はこれまでどおり県の指定事業所のままで、広域型の運営となります。なお、大規模型の通所介護事業所のサテライトの通所介護事業所については、単独事業所でないことから、県の指定のままとなります。

また、本町にはないのですが、療養通所介護という難病やがん末期患者で常時看護の対応に必要な高齢者が利用する通所介護事業所についても、定員が9名となりますので、あわせて地域密着型サービスに移行することとなります。

なお、町内の3つの通所介護事業所が今回地域密着型通所介護事業所に移行していましたが、4月1日からの運営に関しては、厚生労働省令により町からの地域密着型通所のみなし指定があったものとされ、運営されております。

では、改正の内容について説明させていただきます。

議案書53ページをごらんください。

改正前・改正後の対比表で説明させていただきます。

53ページは目次の改正です。今回新しく地域密着型となる地域密着型通所介護の条項を第3章の2として追加いたします。

54ページ、第15条心身の状況の把握は、関連条項との整合性を図るため条項の改正となります。

第17条と、55ページの第18条は、介護保険法第8条の項ずれによる改正となります。

55ページの第3章の2、地域密着型通所介護の第60条の2から、今回県の指定から町の地域密着型になる地域密着型通所介護に係る基本方針や運営基準の改正となります。

第60条の2は、基本方針となります。

56ページの第60条の3から第60条の4は、人員に関する基準となります。生活相談員、看護師または准看護師、介護職員、機能訓練指導員、さらに管理者の基準を定めております。

59ページの第60条の5は、設備に関する基準で、通所介護事業所の各部屋の用途や面積を定めております。

60ページの第60条の6の利用者の心身の状況等の把握から、69ページの第60条の20の記録の整備までは、事業所の運営に関する基準を定めているものになります。

66ページの第60条の17の地域連携では、運営推進会議の開催について定めております。他の地域密着型事業所では2カ月に1回以上の運営推進会議の開催の義務としておりましたが、厚生労働省令により地域密着型通所介護事業所については緩和して定められておりますので、町

も省令に合わせ6カ月に1回以上と定めております。

国の参酌すべき基準より厳しく定めました町の独自基準について定めております。

独自基準の1つ目は、65ページの第60条の15の非常災害対策で、第1項では利用者の安全の確保のため措置計画を立てることや、定期的な避難訓練の実施について定め、第2項では作成した措置計画を掲示すること、第3項では災害時の同業者ごとの連携、それから非常時の準備すべき食料や燃料の確保に努めるよう明記しております。

独自基準の2つ目については、68ページの第60条の19の記録の整備になります。記録の整備では、関係書類の保存年限を省令では2年と定めていますが、利用料金や介護給付費の還付等の発生に対して対処できるよう、保存期間を5年と定めております。

続いて、69ページの第5節、第60条の21から、79ページの第60条の38までが療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準となります。改正の内容については、地域密着型通所介護と同様の改正となります。

ここまでの利用定員18人以下の地域密着型通所介護の移行に伴う運営基準の改正と追加という形になります。

次に、80ページの第4章第1節第61条から87ページの第81条までは、認知症対応型通所介護事業所の運営に関する基準の変更となります。

さきに説明いたしました地域密着型通所介護の条文の記載の条項にあつては、再度記載することなく、準用する条項を定めますので、内容が同じ81ページの第68条から第69条、83ページの第73条、84ページの第75条から85ページの第79条の2の条文を削除し、あわせて87ページの第81条でその準用の内容を定めております。

同様に、87ページの第5章第1節第88条から89ページの第109条までは、小規模多機能型居宅介護について定めております。

90ページの第6章第1節第110条から91ページの第129条までは認知症対応型共同生活介護、92ページの第7章第1節第130条から第150条までは地域密着型特定施設入所者生活介護、93ページの第8章第1節第151条から96ページの第192条までは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、97ページの第204条から第205条は看護小規模多機能型居宅介護、以上88ページから第205条までは各地域密着型サービスの事業に係る条ずれの解消と、共通事項の削除及び準用条項を定めております。

98ページになります。

附則となります。第1項は施行期日です。平成29年1月1日から施行となります。

続きまして、99ページの議案第36号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の介護予防運営基準に係る条例の改正は、地域密着型の介護予防認知症対応型通所介護に関する介護保険法の条ずれの修正や、運営推進会議を地域密着型認知症対応型通所介護と同様の規定にする改正が主な内容となります。

99ページ、第10条第1項及び第2項は、介護保険法の第8条の項ずれが生じたことによる改正となります。

100ページの第40条の地域との連携等にあつては、さきに説明いたしました認知症対応型通所介護事業と同様に、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、町職員、地域包括支援センター職員からなる運営推進会議の設置と開催を定めております。おおむね6カ月に1回以上の開催を義務づけております。

101ページの第5項は、総合ビルなどにおいて介護予防認知症対応型通所介護事業を営む者は、同様の建物以外にもサービスの利用を提供するよう定めるものになります。

続いて、101ページの第41条第2項第6号については、第40条第1項の運営推進会議において報告等を公表したものを2年ではなく5年間保管することとしたものです。

103ページについては、準用となります。第66条、小規模多機能型居宅介護と、104ページの準用の第87条、認知症対応型共同生活介護は、おのおの準用する運営推進会議の開催の期間を6カ月に1回以上となるものを2カ月に1回以上と読みかえるものです。これまでどおり年6回以上の運営推進会議の開催を定めるものになります。

105ページは附則になります。第1項は施行期日でございます。平成29年1月1日から施行いたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

議案名、柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の議案書の56ページ、第2節、人員に関する基準で、従業者の員数が第60条の3にあるんですが、読んでも具体的に何人なのかというのがよくわからなかったんですが、具体的に生活相談員、看護師または准看護師、介護職員、機能訓練指導員、柴田町

は何人が多いんでしょうか、事業所数。多いところを例にとって、何人になると説明してください。

それから、67ページ、ほかにもあるんですけども、例えば第60条の17の地域との連携等の中で、第2項で「指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない」、ほかにも出てくるんですが、公表の仕方というのはどのような方法で行うのでしょうか。一般の人も見られるような公表になるのでしょうか。

それから、いただいた資料の2ページ、この右側に平成28年4月1日以降で大規模から認知症対応型まで出ているんですが、柴田町に実際にある事業所数と事業者名を示してください。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、今回の改正内容の人員に関する基準について簡単に説明させていただきます。

通所介護ということで、小規模の利用定員の分について移行するという形になりますので、（1）に定める生活相談員、看護師、それから介護職員、機能訓練指導員というふうな形のを設置し、基準定員を賄うようになさいよということになります。一番最初に、簡単などころでは介護職員のほうのお話をさせていただきますと、57ページの上段のほうに書いてあるんですが、15人までについては1人について見て構いませんよというふうな形になります。基本的には、8時間勤務の場合の7時間提供や、8時間勤務で9時間提供とかというふうな形で、そのときの勤務状態によって人員の基準が少し違うというのがちょっと詳しく書いてあるものになります。簡単に言いますと、通常のデイサービスの場合7時間から9時間サービス提供というふうな形になる場合においては、15人までについては2人の介護職員を配置しなさいよ。8時間以内については1人で構いませんよという形になります。15人までは1人ないし2人。それから、18人が定員になりますので、町の最大利用定員の18人の場合においては大体2人職員を配置しなさいよというのが介護職員の配置基準となります。そのほか、生活相談員の配置基準という形で、こちらは営業時間中には常に1人相談員は配置しなさいよというふうな形になります。生活相談員については介護福祉士とか社会福祉主事とかそういった方が該当するというふうなことが書かれております。そのほか、看護師についてはサービス事業所について1名配置しなさいよという形なので、形的には基本的には1名以上配置になっていけばよろしいというものになります。（4）の機能訓練指導員については、理学療法士や作業療法士という

形になりますが、1名以上の配置をしていただきますというのが人的基準の流れになります。

それから、67ページ、運営推進会議の内容の公表については、運営推進会議の内容について記録をすること、それからそれについて公表しなさいよということになります。公表については、施設利用者、家族、親族がその内容について閲覧できるような状態にするという形になりますので、利用者以外の方が見る場合についてはお断りをしていただければ見れないことはないと思いますが、事業所運営上なかなか難しいことがあるかと思います。

それから、資料のほうです。事業者数は、実際のところ数字的な把握はしておりません。申しわけございません。その数字が手元にないんですが、現在、左側の小規模の事業所が地域密着型通所の利用定員18人以下に今回対象となったのは、柴田町内において3事業所という形になっております。それ以外の事業所については、通常型の通所だったので、県が指定する通常型の通所介護事業所というふうなところで、変更はありません。町のほうの地域密着型に移行したのが3件ということで、ご理解をお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 最初に、人数の確認なんですが、15人までの事業所は介護職員1人、それから生活相談員1人、それから看護師はサービス事業所全体なのでいつもいるとは限らない。機能訓練士もいつもいるとは限らないという形が、今までも行われてきて、これからもということでしょうか。実際には、15人を1人で介護できるものなんですか。この人数を見たときに、「あれ、これは1人なのかな」というところがよくわからなかったものですから、実際には今デイサービス等は運営は15人を1人で見ているというふうに……、事業所はふやしているとかそういうことはあるんですか。大変なのでふやしているとか。やっぱり規定があれば、これに合わせ人員をふやせばそれだけ経営が大変ですから、そうすると15人いても介護職員1人という可能性があるということでもいいんですね。ちょっと確認だけ。そんなのできるのかなというのがちょっと疑問に思ったものですから。実際に町内はどうか全国的にでしょうか、そうなっているということで間違いはないのでしょうか。

それから、公表のところなんですが、やはりいろんな事業所で問題があったりもしますので、この公表というのが誰でも見られるように、例えばホームページ等でなれば、選ぶときにどういう事業所を選びたいなというのを探す家族が見るときとかに利用できますよね。この公表というのはそこまでの公表、利用者にはしか公表しないものなんですか。外に向けてはしないのでしょうか。もう一度確認です。

それから、先ほど地域密着型通所介護に移行した3事業所ということなんですが、事業所名

を示してください。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、人員の件なんですけれども、運営するに当たって介護職員1人ということではありません。その人が勤務する時間等がありますので、実際に雇用するのは2ないし3人は最低ライン必要な形になります。月当たりの労働時間と営業時間の差がありますので、最低2ないし3人は介護職員は必要。それが日中15人以下であれば1人でいいというだけのことになります。そこに生活相談員及び機能訓練の方、看護師がいますので、実際に運営しているときは4名以上の職員がいるというふうな扱いにはなりません。

それから、公表については、ちょっと私の勉強不足もあるかもしれませんが、一応基本的には利用者、利用者の家族というふうな形になります。事業所でございますので、自分のところで営業活動としてそのPRが必要だというふうに考えるのであれば、ホームページの公表もするでしょうし、あくまでもこの基準については最低基準でございますので、その分については事業所の考え方というふうな形になろうかと思えます。

それから、3件の事業所ですね。今回3つの地域密着型事業所ということで移行したものについては、槻木のあおぞら、ケアホームつきのきデイサービス、それからみどりの杜デイサービスセンター東船岡の3つの事業所となります。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 公表についてなんですが、町が指定しているから町には連絡というのは確実に、記録というのは届くので、町は常にその事業所がどういう公表をしたかというのは把握しているというふうに捉えていいんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 地域密着型運営推進会議になりますので、こちらのほうには町職員ないし包括支援センターの職員が必ず出席するという形になります。それについては、次回の運営推進会議のときに議事録、結果について確認をしておりますので、内容については役場職員が確認しております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 議案第36号なんですが、101ページ、改正前の第63条が廃止になって、新しいあれでは第40条ということになるんですが、この中で「通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町

の職員等」とあるんですが、この「地域住民の代表者」というのは現在どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 地域密着型事業所の運営推進会議のメンバーということで、地域の民生委員、それから行政区長、または近隣の方というふうな形で選任されているのがほとんどかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 認知症については、以前もこの議会でも結構質問は出ていましたけれども、地域に帰すというか、在宅といった感じになるということで、地域住民の方、今民生委員とかということですが、こんなこと言うとあれなんです、実際どのように機能されているというふうに評価しているかどうかお聞きします。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 済みません、質問内容をもう一度お願いいたします。

○議長（加藤克明君） 水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 地域住民の代表者という方に入っている委員の方たちが、どのように活躍しているというか、仕事の結果が出ているというか、それと地域代表者の選び方ですね。今は民生委員だから、選び方と言っても何十人かいるの中から選ぶという選び方と、それからどのように機能しているかといったところ、地域代表者の方が機能しているかどうかというか、そういうことをお聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 課長、いいですか。答弁。

○福祉課長（平間清志君） 選任については事業所のほうでお願いしてという形で、町では必ず民生委員とか行政区長というお話はしておりません。そういう方が選ばれることが多いというふうなことです。あと、近隣の方で事業所のボランティアに来ていただいたりしている方とかがいる場合には、その方が運営委員になることもあります。これについては、今までの、今回、新しい通所介護への移行じゃなくて、グループホームとかそちらのほうではそういった方が多いということで、ご理解ください。

それから、活躍なんですけれども、地域密着型という形になりますので、地域の行事、それから認知症対応型とかという形になりますので地域の方に認知症を理解していただく、そういったところで、地域との交流をメインに動いていただいて、決して認知症の方の不安をあおることなく、認知症の方が地域でも暮らしていけるということとその事業所が率先して行ってい

ると、そういうのを理解して、地域の代表の方に説明いたしまして、理解されたことが地域に広まっているということで、現在進んでいるのかなと思うところでございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問になります。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。すると、年に何回か行方不明になる方がいますよね、徘徊するとか。そういったときに地域とかそういう方たちの効果とか、それとやっぱり依然として認知症だからということで公にしないでどうしても内々でというふうな、そういった気持ちがあるということで、地域にそういった住民の代表の方が認知症に対する理解とかそういうことをよく広めていかないと、なかなか地域密着型と言っても難しいかなというふうには思っているので、その辺については今後も期待したいところではあります。ということで、その辺についてはどのようなものになっているかお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 認知症というとは必ず徘徊がつかまとうわけではございませんけれども、確かに徘徊につながる事が多くあります。事業所においては、必ず誰かが目をかけて、そういうことがないんですが、まれにやはり起きます。介護職員の目を盗んで、事業所からいなくなってしまうというふうなことがあります。そういう場合には地域の方、先ほど言った方にご連絡したり、こういう服装で誰々さんがというふうな形で、すぐ見つかる場合もあります。あと、見つからなかった場合においては、包括支援センター、役場なんかに来ますし、警察のほうのSOSネットワークなんかにすぐ連絡するという形で、今のところは一晩も二晩も行方不明になるというのは余り事例はございません。地域の方々がそこに入所していたり利用している方を理解してくれるということで、30分から1時間ぐらいで大体見つかった事例が多いかと思えます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 済みません、1点だけ。

前にも町のかかわった施設で事故がありました。それが完全に和解したかどうか、その後全然私は聞いていませんけれども、事故があったときの町とのかかわり、それはどうなるのかお伺いしておきます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 前にあった事故の件、土手内のデイサービスの送迎時の事故かと思いますが、あの事故については町のほうからまず損害賠償の件についていろいろ保険会社を通じましてお話をさせていただきましたが、具体的な要求がない。要は誠意を見せなさいだけの

話で、こちらのほうからどうしても具体的な損害賠償請求をあらわしてくださいということで何回かお話を申し上げて、何年もお待ちしていました。年に2ないし3回ぐらいは顔を出して、その後どうなりましたかと。その結果、実質的な具体的な要求がないということで、それ以後立ち消えになっているということで、時効を迎えているという形でございます。

それから、事故があった場合の報告については、まず事業所が一定の事故のレベル、骨折の通院とか、それから裂傷により針で縫うというふうな事故が起きた場合については、まず町に事故報告の第一報を入れてもらいます。その後、その事故の詳細、家族への説明、それから対応の仕方、それから今後の防止策を含めたものを改めて事故報告書という形で後日提出をしていただくというものになります。

それ以外のもの、それまでに至らない、病院に通院しない程度の事故というか、転んで打撲とかすり傷のたぐいについては、事業所の中においてしっかり記録をとっていただいて、ご家族にどういうことがあったのか説明していただくというふうな形になります。

それ以外に、大きな場合について、例えば死亡事故については、県の調査、町も同席しますが、それについては改めて事故調査の聞き取り調査を行います。その結果に基づいて、それが問題があることであれば行政処分までの対応になりまして、段階的には軽いもの、それから町のほうだけで終わらせるもの、それから再度全部、経過から何から調査するものというふうに3段階に分かれているという形になります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時10分から再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第10 議案第37号 平成28年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第37号平成28年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第37号平成28年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、国の第2次補正予算により内定した、学校施設環境改善交付金などの各種交付金事業、国の人事院勧告等による「柴田町職員の給与に関する条例」の改正に伴う人件費の増額及び各種事業の確定に伴う補正を行い、その財源として、国県支出金、基金繰入金及び町債等の補正を行っております。あわせて、繰越明許費及び債務負担行為の追加並びに地方債の追加、変更及び廃止を行うものです。

これらによります補正額は7億8,124万1,000円の増額となり、補正後の予算総額は130億1,674万円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、補足説明をいたします。

議案書107ページをお開きください。

議案第37号平成28年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,124万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億1,674万円とするものです。

補正の主なものにつきましては、10月11日に成立しました国の第2次補正予算に対応して実施します道路整備、防災安全社会資本整備交付金事業、それから町営住宅整備、社会資本整備総合交付金事業、それから学校施設整備、学校施設環境改善交付金事業に係る所要額を補正するものです。

112ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正です。追加3件になります。今回、国から事業内定を受けました船岡小学校及び屋体の大規模改造工事などの学校施設環境改善交付金事業につきましては、事業量が膨大でありまして、年度内に完了することが困難な見込みであることから、あらかじめ限度額を設定しまして、平成29年度に繰り越しして事業を実施しようとするものです。

次のページになります。

第3表債務負担行為補正の追加です。次のページ114ページにかけまして、26件の事業になります。これらはいずれも平成29年度当初から遅滞なく事業を実施するために、今年度中に契約行為など事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりです。

次のページになります。

第4表地方債補正です。追加1件、変更2件、廃止2件となります。

追加につきましては、学校教育施設整備事業として国庫補助を受けて実施します船岡小学校校舎及び屋体の大規模改造工事、槻木小学校及び船迫小学校のFF式暖房機の更新などに係る事業費の起債限度額3億2,600万円を追加するものです。

2の変更2件につきましても、公営住宅整備事業として実施します北船岡町営住宅駐車場整備工事及び北船岡町営住宅3号棟北側通路整備工事の追加補正による起債限度額1,470万円の増額、それから防災・安全社会資本整備事業として実施します町道槻木169号線外44路線道路補修工事及び町道富沢16号線道路改良工事の追加補正による起債限度額8,040万円をそれぞれ増額するものです。

116ページになります。

3の廃止2件につきましては、今年度、自然休養村遊具施設整備事業として太陽の村に設置

しましたふわふわドーム遊具設置工事の財源につきまして、全額を一般財源とするため、起債額2,520万円を廃止するものです。それから、6月会議で議決をいただきました自然休養村施設整備事業、太陽の村休館改修工事に係る起債につきましても、財源について全額を一般財源とするため、起債額1,120万円を廃止するものです。

次に、119ページをお開きください。

歳入です。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

1款1項1目個人町民税1節現年課税分3,092万円の増につきましては、給与所得及び退職所得の調定額の増加に伴う増額補正となります。

一番下になります。15款1項1目民生費国庫負担金2節社会福祉費負担金1,802万1,000円の増につきましては、障害者総合支援給付費負担金1,702万1,000円、補装具費負担金100万円として、それぞれ利用者の増による給付費負担金の交付決定見込みによる増額補正となります。

次のページになります。

4節児童福祉費負担金の保育給付費544万7,000円の増につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、子供のための教育・保育給付費国庫負担金として保育給付費の交付決定見込みによる増額補正となります。

15款2項5目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金1,481万7,000円の増、2節防災・安全社会資本整備交付金9,652万円の増につきましては、債務負担行為補正、地方債補正で説明しましたとおり、国の第2次補正予算に対応して実施します町営住宅整備事業及び道路整備事業に伴う補助金の増額補正となります。

6目教育費国庫補助金4節学校施設環境改善交付金1億8,755万1,000円の増につきましても、国の補正予算に対応して実施します学校施設整備事業に伴う補助金の増額補正となります。

16款1項1目民生費県負担金2節社会福祉費負担金901万円の増につきましては、国庫支出金と同様に利用者の増に伴い障害者総合支援給付費負担金及び補装具費負担金の交付決定見込みによる増額補正となります。

次のページになります。

5節児童福祉費負担金の保育給付費272万4,000円の増につきましても、国庫支出金と同様に保育給付費の交付決定見込みによる増額補正となります。

16款2項3目衛生費県補助金1節保健事業費補助金177万1,000円の増につきましては、10月28日から運行が開始されました宮城県ドクターヘリの町内11カ所のランデブーポイントへの表

示板設置の経費について全額補助されるものです。

122ページになります。

19款1項2目基金繰入金につきましては、財政調整基金から補正財源としまして1,138万5,000円を繰り入れするものです。これによります財政調整基金の残高は11億230万2,512円となります。

次のページになります。

22款1項1目農林水産業債3,640万円の減、2目土木債9,510万円の増、3目教育債3億2,600万円の増につきましては、先ほど地方債補正で説明した内容での補正計上となります。

次に、歳出です。

歳入と同様に、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

初めに、各科目にわたり給料、職員手当等の職員人件費の増額または減額補正を行っております。これにつきましては、主に先ほど議決をいただきました国の人事院勧告等による給与改正によるものと、育児休業等の異動等に伴うものです。

125ページになります。

2款1項2目企画管理費8節報償費2,057万7,000円の増につきましては、ふるさと柴田応援寄附申し込みの増加に伴う寄附金に対する返礼品のための経費を計上するものです。

次の13節委託料628万4,000円の増、14節使用料及び賃借料167万1,000円の増につきましても、寄附申し込みの増加に伴い、寄附金の申し込み受け付けなどの業務委託料、それから寄附金の決済システム利用料としてそれぞれの経費を計上するものです。

129ページになります。

3款1項4目心身障害者医療対策費20節扶助費277万4,000円の増につきましては、医療費助成件数の増による増額補正となります。

6目障害者更生援護事業費19節負担金補助及び交付金3,404万4,000円の増につきましては、利用者の増による障害福祉サービス給付費の増額補正となります。

次のページになります。

3款2項3目子ども医療対策費209万8,000円の増につきましては、先ほど議決をいただきましたが平成29年4月1日から子供の保護者の所得制限を撤廃することに伴う子ども医療費助成システム改修委託料などの増額補正となります。

132ページになります。

一番上になります。7目障害児通園事業費むつみ学園23節償還金利子及び割引料345万8,000

円の増につきましては、むつみ学園の平成27年度事業費精算に伴う構成市町への負担金の返還金となります。

8目施設給付費1,367万8,000円の増につきましては、国の制度改正により保護者負担金が軽減され、公費負担金がふえたことに伴う増額補正となります。

4款1項5目健康推進総務費15節工事請負費177万1,000円の増につきましては、歳入で説明しましたとおり、全額県補助金を受けまして宮城県ドクターヘリの町内11カ所のランデブーポイントへの表示板設置を行うための経費の増額補正となります。

次のページになります。

一番上になります。19節負担金補助及び交付金513万1,000円の増につきましては、平成27年度の仙南夜間初期急患センターの収支差額に欠損が生じたことから、大河原町との運営経費の負担基準等に関する確認書に基づき、柴田町分を負担することに伴う増額補正となります。

次のページになります。

6款2項1目林業総務費19節負担金補助及び交付金267万9,000円の減につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金が国から交付対象者に直接交付されることになったことに伴い、減額補正となります。

136ページになります。

8款2項2目道路維持費13節委託料756万円の増につきましては、町道葉坂7号線の老朽化した橋梁を補修するための実施設計委託料を計上するものです。

15節工事請負費4,325万円の増につきましては、国の第2次補正予算に対応して実施します町道槻木169号線外44路線道路補修工事の増額補正と、町道上名生21号線橋梁補修工事完了に伴う請差分の減額補正となります。

3目道路新設改良費15節工事請負費1億2,441万円の増につきましても、国の補正予算に対応して実施します町道富沢16号線道路改良工事の増額補正となります。

次のページになります。

一番上になります。8款4項3目公共下水道費28節繰出金2,523万8,000円の減につきましては、公共下水道事業特別会計におきまして、諸収入などの収入が増加する見込みであることから、減額補正をするものです。

8款5項1目住宅管理費11節需用費524万3,000円の増につきましては、町営住宅の空き家及び建具や設備の修繕料の増額補正となります。

2目住宅建設費13節委託料2,988万円の減につきましては、北船岡町営住宅4・5号棟新築

工事実施設計委託業務の完了に伴う請差分の減額補正となります。

15節工事請負費5,792万2,000円の増につきましては、国の補正予算に対応して実施します北船岡町営住宅駐車場整備工事及び北船岡町営住宅3号棟北側通路整備工事の増額補正となります。

138ページになります。

10款1項2目教育管理費13節委託料2,148万円の増、139ページの14節使用料及び賃借料275万円の増、15節工事請負費4億8,626万8,000円の増につきましても、国の補正予算に対応して実施します船岡小学校校舎及び屋体の大規模改造工事、それから槻木小学校及び船迫小学校のFF式暖房機の更新工事、東船岡小学校及び船迫中学校のトイレ改修工事などの所要額について、それぞれ計上するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。

歳出につきましては、まず1款議会費、124ページから、4款衛生費、133ページまで、次に6款農林水産業費、133ページから、10款教育費、142ページまでといたします。

なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 113ページの債務負担行為補正の一番下のほうに、平成29年度中小企業振興資金損失補償、期間が平成29年度から平成42年度までということで、限度額600万円とあります。これについて内容の説明をお願いしたいと思います。

もう1点は、次の114ページの2行目の野外拡声装置保守点検委託料、19万5,000円が限度ですか、これは野外拡声装置の場所等についても一度確認のために教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 1点目の中小企業振興資金の損失補償につきましては、今振興資金、商工会のほうで会社関係に融資しているわけなんですけれども、その融資を万が一借りた方が返済できなくなった場合、そういったものを一時保証協会のほうで損失補償をするもの

です。いずれこの補償した額につきましては、保険も入っておりますので保険で対応させられて、あとなお残ったものについては随時返済のめどが立てば回収するような形になるものでございます。以上です。

○議長（加藤克明君） 2点目、危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 114ページの野外拡声装置の保守点検委託の債務負担についてご説明いたします。

柴田町には17基の野外拡声装置がございまして、2年で半分ずつ保守点検を行っております。ことし平成28年度は8基しましたけれども、来年については9基、柴田町農業改善センターほか8基を予定しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 9月会議の決算報告で、振興資金の貸し付け実績というか、どのくらい去年は貸しましたとかとやるんですけれども、いわゆる回収不能となったのは、まずは今は信用保証協会の保証つきとかでやったりするんでしょうけれども、過去に損失が発生したというのがどうなのか。柴田町は平成29年度から42年度までだから13年間、600万円を限度として損失補償の枠というのかな、もう一度過去にそういうことがあったか。この600万円というのがそういう意味で妥当な額という言い方なんですけれども。

それから野外拡声機のほうは、これは保守点検というのはどういう形でやるんですか。念のために、これは試験中とか訓練中とかと言って、拡声装置からちゃんと住民が聞こえると、万が一地震が起きたとか、そういう確認をした上での点検なんですか。ただスイッチを入れて、ちゃんとスイッチが入ったという、ランプがついただけではい終わりですというようなことはないと思いますが、実際に保守点検というのはどのようにしているのかお聞きします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 1点目の振興資金の関係になりますけれども、今現在運転資金、設備資金、それぞれ限度額700万円ということで融資しているわけなんですけれども、その融資した額が返済できなくなった場合に、損失補償ということで一旦立てかえを町のほうですというような形になっております。

この金額が妥当かということなんですけれども、今のところ融資限度額700万円以内としておりまして、現在融資額の平均を見ますと大体200万円から300万円ぐらいの今のところ、融資限度額になっておりますので、十分この金額で間に合うようになっております。

また、これまで、私の記憶では3年ぐらい前に返済が滞ってしまいまして倒産したということがありましたけれども、それにつきましては先ほども説明しましたとおり保険で一旦立てかえた分が戻ってきまして、残った分はなるべく返せる分は返してもらうというようなことで、返済していただくような形になっております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 課長、過去に回収未納があったかどうかという件なんですけれども。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 回収未納については、今のところはここ10年実績を見ますとございません。

○議長（加藤克明君） 次に、危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 点検内容ですけれども、ちょっと詳しいところまではわかりません。申しわけございません。音が出るか出ないかは当然のことながら、そのワット数に応じてどこまで聞こえるかというふうな点検はやっていると思いますけれども、詳しいところは申しわけございません、わかりません。

○議長（加藤克明君） 再々質問になります。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 1点目の町の振興融資制度、あれは貸し付けが決まれば信用保証協会の保証つきということになるんですかね。そして、借りるほうからすると信用保証協会の保証がつくというんだけれども、私も前の仕事で経験があるんですが、保証協会がまた保証人をとることがあるんですよね。つまり保証協会からすると、自分のほうがそういう保証料を取って、実績を上げるという言い方はおかしいんだけれども、借りている人がそれでも返済できなくなってしまうと、保証協会としてはやっぱり自分のほうのことも考えるという意味で、保証協会が保証人をとることがあるんですよね。利用者からすると、信用保証協会に保証をつけてもらったからいいと思っているんだけれども実際のところは、これは民間の銀行の話になるかもわかりませんが、町の振興資金の場合はそういうことはないかもわからないんだけれども、ですから私からすると今まで回収不能はなかったということだけれども、今後はそういうことはあり得るのかなというのが一つです。

これは去年まではこういうふうに債務負担行為ということで限度額を決めていたのが、切れるから平成29年度から改めて平成42年度まで決めるということなのか、最後にそこを確認したいと思います。

それから、危機管理監の答弁で思ったのは、最近もまた福島沖の地震の余震が1週間過ぎても起きていますけれども、万が一の場合、やっぱり広報車が回るとかわかりませんが、17基ある

野外拡声装置、実際にやってみて町民が聞こえたかどうかという確認をするぐらいの保守点検が本当は必要じゃないですか。

あと、野外拡声装置を使って町民に情報を流すという一つの基準というのはどうなっているんですか。震度5以上とか、広報車が使えないとか、そこも改めてお聞きしたいんですけれども。

以上です。

○議長（加藤克明君） 1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 返済が滞ってしまっていて返せなくなったということで、当然保証協会にも町のほうで保証料というのを払っていますので、最終的には保証協会と動いていただいて、回収をするというような流れになっております。29年度から42年度まで15年ということになるんですけれども、これについては、1年度、毎年29年度から4月1日からすぐにこういった事案が発生したときに対応するというので、毎年債務負担行為ということで、12月補正で債務負担行為の補正を上げさせていただいておるものでございます。

○議長（加藤克明君） 2点目、危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 先ほど説明できなかったことについて、補足いたします。

点検項目が、外部的構造、傷とかスピーカー、そういったものの点検と、あと内部のバッテリー、マイク、チャイム、サイレン、放送ができるかの点検というふうになっております。

それから、広報の基準は町が決めるわけなんですけれども、それによって地区や消防団がその指示に伴ってサイレンや拡声装置で流すわけなんですけれども、その基準についてはケース・バイ・ケースと言ったら申しわけないんですけれども、その時々によって流すようになると思います。申しわけございません。（「聞こえているかという確認はしているか」の声あり）

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 点検では、聞こえるか聞こえないかについては確認をしております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 同じ債務負担行為補正の中で、ごみ収集委託料、それからし尿汲取委託料、これは数年前に値上げする、しないで討論まで行った経験がある。この額で大丈夫なのかということ、間に合うのかということ、この額で業者の方が困ることはないのかということ。

それから、次の114ページ、給食センターの賄材料費です。今現在、給食費滞納というのはどういうふうになっているのかということ。当然この中に滞納費の分が入ってくると思うんで

すけれども、滞納についてお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 113ページのごみ収集委託関係です。上限額9,500万円ということと、し尿汲取委託料が3,300万円ということで計上させてもらっています。ごみの収集委託料の9,500万円については、最高の限度額ということで、実際の平成29年度の委託料の算定のごみの量なんですけれども、27年度の実績額で委託契約となります。非常にごみの減量化が進んでおりますので、実額は9,000万円以下ぐらいで済むのかなというようなことです。一応多目に9,500万円というようなことで計上させてもらいました。

あと、し尿くみ取り関係についても、町内でのくみ取り量なんですけれども、若干観光時期、桜まつりとかそれらについての増加が見込まれております。それに要するプラス分も含めながら、3,300万円というようなことで計上させてもらっています。業者については、その量をもとに算定ということで、業者に対しての過負担的なことは生じておりません。

○議長（加藤克明君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 手元には平成27年度の実績しか持ち合わせていないんですが、実績的には27年度は84万円程度の未納額があるんですが、現在につきましては、28年度の給食費につきましては、毎月、未納につきましては学校のほうの指導というふうな手続のもとに納めてもらっているという現状でして、それ以前の滞納分につきましては給食センターのほうで督促状を踏まえながら納入を進めているというような現状でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） まずはごみ収集委託料ということで、クリーンセンターが今度毛萱ということで、今までより遠くなった。私もつい先日、要らなくなった布団を持っていったら、結構遠いんですね、やっぱりあそこまでね。今までの大河原の焼却場から比べると、あそこから山を越えてずっと行かなければならないということで、そういうことからいわゆる燃料やら何やらの経費ですね、そういったことで大丈夫なのかなということでお聞きしました。

それから、給食センターの滞納の収納率、それについてはどのように、ここ3年ぐらいで横ばいなのか、その分上がってますというか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 今までの大河原衛生センターよりも、片道で約3キロメートルほど延長が伸びます。12月1日から試験稼働ということで、町内の収集業者がそちらのほうに持っていくということです。私のほうとすれば、日当たりどれぐらい走行距離が伸びたかとい

うようなことで、実走確認はしたいと思います。その実走確認によって運搬費、ガソリン代とか車両の損料的なものを計算してというようなことになります。私のほうとすれば、先ほど言ったとおり十分にこの上限額で契約できるものということで計上させていただきました。

○議長（加藤克明君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 滞納の3年の状況ですが、記憶している中ではほぼ横ばいというふうな状況だと思っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 先日行ってきたんですが、一般車両が入るところと収集車が入るところと同じラインを行って、扉が自動で開閉するんですよ。前に中に入っている分があると、外に収集車が2台ぐらい、中がすいて扉があくまでそこで待っているという時間帯も結構あるので、その間エンジンをとめているようなこともないし、そういったこともプラスアルファであるのかなと思って、自分も5分ほど待ちましたけれども、車がある程度のところまで行くと自動で扉があいて、中がすいたらそれができると、青ランプになってと、そういうふうな仕組みになっているんですよ。そういった意味から、要は空吹かしというか、そういうようなことも結構あるんだなというふうに思って、この前体験してきたというか、実際にやってきたので、その辺も含めてまた見てもらえればいいかなと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

122ページの21款諸収入の4項雑入で、東日本大震災被災地図書館復興助成金というのがあ
るんですが、どこからの助成金でしょうか。1件だけです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） これにつきましては、公益社団法人日本図書館協会というところに槻木小学校がエントリーしまして、それが採択になったものですから、歳入に計上させてもらいました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 内容はどのようなことだったのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 東日本大震災被災地図書館復興助成金といたしまして、岩手県、宮城県、福島県の3県における図書館並びに学校図書館に対しての応募資格がございまして、その中で槻木小学校がこの情報を入手しまして、小学校が独自に日本図書館協会のほうに申請

をしてエントリーしたところ、採択されたという内容でございますので、大震災絡みの特典というふうに判断している内容でございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問になります。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうしますと、ほかの学校も申請すれば通る可能性はあるということですね。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） この申請が毎年あるかどうかは定かにはわからないのですが、当然その状況に各学校も該当していますので、エントリー、申請すれば取れるかもしれませんが、内容的には同じ状況でございますので、その状況によると思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。5番斎藤義勝君。

○5番（斎藤義勝君） 121ページの16款2項3目衛生費県補助金の中のドクターヘリランデブーポイント環境整備事業として177万1,000円計上されておりますけれども、この事業についてご説明をお願いします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） こちらの事業は、財政課長が先ほど説明しましたが、10月28日から県のドクターヘリが運行開始されております。災害のヘリではなくて、救命救急のヘリという扱いでございます。そちらのヘリコプターが離着陸するための発着場が町内には11カ所決められているんですが、そのランデブーポイントが誰から見てもわかるようにということで、看板を設置するという内容でございます。こちらは県から全額補助が来ます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これで総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、124ページの議会費から133ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 125ページの一番上、ふるさと納税関係で報償費とか委託料とか使用料とか出ていて、町としては寄附がふえるのはいいんでしょうが、寄附がふえることによってこういう報償費とか費用がふえるということで、費用対効果という点ではどのようになっているんでしょうか。

それから、逆に柴田町民がほかの自治体に寄附するとなれば、町としては税収入が減るということになると思うんですけども、そういう影響というのはどのようになっているのか。

2点目は、同じページの下のほうの情報政策費の14節、一番最後にファイルサーバーリース料長期継続、マイナス412万4,000円となっています。これについて説明願いたいと思います。

以上です。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（鈴木 仁君） ふるさと納税の費用対効果ということでございます。仮に1万円のご寄附を頂戴するとなりますと、その半分の約5,000円は町の財源になります。その財源は各種事業のほうで使わせていただくということになります。残りの50%のうち、返礼品の事業者のほうにお支払いする分と、あとはポータルサイトの事業者のほうにお支払いする分ということになります。50%は町に入るということになっております。
- 議長（加藤克明君） 課長、2点目も続けてお願いします。
- まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 失礼しました。ファイルサーバーリース料の減でございます。入札による減でございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（舟山 彰君） 柴田町民がほかの自治体にした場合の影響というか、答弁は財政課長になるか税務課長になるかちょっとわからないですけども。
- 議長（加藤克明君） 1点目の答弁漏れです。税務課長。
- 税務課長（関場孝夫君） ふるさと寄附金による税額控除がされますので、住民税の町県民税の減額は生じてくるかと思いますが、昨年度の記憶ではたしか50万円程度かなというふうに考えておりました。ただ、現実的にはほかの県とか町村によっては、非常に大きな税額の減少が生じた場合につきましては、これは地方交付税で収入額の減額という形で補填されますので、大きな税収の減というふうには見込んでおりません。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 14番（舟山 彰君） ファイルサーバーリース料が入札の結果このくらい、町からすると経費削減になったという言い方でしょうか。ただ、前のときはソフト関係の入札の資料なんかも出て思ったのは、業者とか間に入る問屋とかで差がつくものなんですかね。ソフトとか、ここで言うファイルサーバーリース料ですか、町も予算を立てるときにある程度幅を見込んで立てるようになるんでしょうか。その点をお聞きしたいんですけども。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 予算をつくる時、予定価格ということで業者から参考見積もりを徴取して積算をさせていただきました。その結果、入札ということでこの差が出たということでございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 132ページ、一番下の目5節15、ドクターヘリ、さっき出ましたけれども、みやぎ県南中核病院もドクターヘリということで、あそこは周辺駐車場をそのまま使っているんですけれども、周辺に高圧電線等があるということで、なかなか離発着が難しいということだったんですが、さっき11カ所とありましたけれども、その11カ所はどこなのか、それがわかれば教えていただきたい。

それから、それは一方的に県からの指定というか指示なのか、町と協力してということなのか。当然電線とかというのは離発着には邪魔になるので、幾らヘリコプターでも垂直におりたり飛んだりというのは難しいらしいので、それを町民に知らせる必要があるのかどうかということですね。当然救急車がそこに行って、そこにドクターヘリがおりてというようなことになると思うんですけれどもね。そういった意味で、ヘリコプターが離発着のときに住民の方が邪魔になったりすると、これもまた時間との競争ということで、ドクターヘリの離発着がおくれたりすると大変だろうと。その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） ドクターヘリについてなんですが、場所の選定については一昨年だったと思うんですけれども県のほうから場所が選定されまして、仙南地域広域行政事務組合や消防のほうと現場を確認しまして、候補地を絞り込んでいったというふう聞いております。その中で、町が所有するところは町の公共用地等と取り交わしをしまして、それで11カ所に絞られたというふうなことにはなっております。ただ、町の中で私有地でも選定されているところもありまして、何か所かまた選定される場所がふえていくようにも県のほうからは伺っております。具体的には、町のほうは総合運動場や並松運動場、改善センターのテニスコート側のほうや、あとは各小中学校の校庭が割り当てになっております。

ドクターヘリの広報については、10月28日から運行開始されますということで、9月のときにお知らせ版に掲載しましたが、今度の看板はその11カ所の場所に、いわゆる指定避難所の看板、1メートル掛ける1メートル35くらいの高さで各学校近辺に指定避難所という自立式のものが立っているかと思うんですけれども、それと同じようなサイズでドクターヘリのランデ

ブーポイントとわかるように設置されます。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 答弁漏れというか、その付近、どうしても珍しいということがある、ヘリコプターが来るということだけで。その内容はともかく。そういう意味では、余り人が寄ってくることによって離発着の障害になることがないように、その辺の周知というか、そういうところはどういうふうになされているかということ。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 済みません。説明が十分にできませんで申しわけございません。

ヘリの離発着の周辺住民へのPRということなんですけれども、おおむね町民の方が普通に通われるところにはこの離発着場は充てていないというのが現状かと思われまます。ただ、運動場等については、いろんな大会や行事が催されているときには、事情を説明しましてそういった行事を一旦中止していただいて、避難をしていただいて、それで離発着していただいて、救命救急に当たるというふうには町の関係部局とは話はしました。

10月にヘリの実機訓練をしたときに、町の健康推進課と総務課、財政課で見学をさせていただいたんですけれども、ヘリコプターは東北大学病院か国立仙台病院から来るんですが、10分足らずで飛んできて、ほとんど音もしないような状態で飛んでまいります。阿武隈川運動場のところまでの訓練だったんですけれども、山崎製パンあたりのところに来るまでほとんど音もなく来て、垂直におりるというのをこちらのほうで見学させていただきました。

スペースに関しては、20メートル角のところでおられるというふうになっているのと、あとは必ず消防がドクターヘリの要請をすることになっておりますので、必ずそのエリアの消防の方が誘導した状態でなければヘリはおらないというのが原則となっておりますので、その時点でそこにいる方に関しては説明できるというふうに思います。

あと、町のほうに連絡が入ります。どこどこをランデブーポイントとして使いたいという連絡が来ることにはなっております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 今答弁漏れということで、再質問になります。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） そういうことで、救急車でも間に合わないという、時間との戦いでドクターヘリということで、やはり離発着に時間がかかったのではヘリコプターを飛ばしている意味もないということなので、そういったことの協力というか、やはりしっかりPRしていかな

いと。中核病院も、正面から入っていくと駐車場の一部に丸にHと書いたヘリポート部分があるんですけども、そこはふだん駐車場として使っているということで、飛んでくれば当然その車を動かさないと離発着できない状況になっているというのもあるんですよ。そういった意味で、スムーズに事が運ばれて、患者になる人が助かるようにということではよろしく願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

125ページ、8報償費、ふるさと柴田応援寄附、報償費は今年度直近で幾らになっていきますか。

それから、129ページ、民生費の社会福祉総務費の中の19節、町社会福祉協議会事業費補助がマイナスになっている理由をお願いします。

それから、その下のほうの6目、障害者更生援護事業費の20節扶助費、補装具費支給200万円、内訳をお願いします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 11月末現在で約3,900万円となっております。

○議長（加藤克明君） 2点目、3点目、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 社会福祉協議会の事業費補助につきましては、昨年度まで事務局長については嘱託職員の給与を算定させていただいておりましたが、今年度から町のほうから職員を1名派遣しておりますので、その分の差額の減という形でございます。

それから、補装具の200万円の増額ですが、内訳ということではなくて、全体的に金額が伸びているという形で、どの部門ということではなく、全体的な補装具の給付が伸びていることによって、年間の給付額が足りなくなるという見込みで増額の補正となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 補装具はどのようなものがふえているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 補装具については、一般的に足、それから車椅子等が補装具というカテゴリーに入りますので、車椅子を含めまして全体的な伸びが生じているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午後0時04分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第37号を議題といたします。

次に、133ページの農林水産業費から142ページの教育費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。3番吉田和夫君。

○3番（吉田和夫君） 3番吉田和夫です。

3点ほど質問させていただきます。

139ページ、教育管理費の15節工事請負費なんですけれども、今回の補正の半分以上は学校関係で、大変うれしいんですけれども、まず一つは各学校の耐震化。100%かなと私も思っていたんですけれども、この前の議員全員協議会等で種々説明がありました。教室でなくて特殊教室というんでしょうか、理科室とかそういうような室の耐震化ということでしたので、これをやれば学校としては100%なのかどうかというのが1点。

2点目は、そういう区分からすれば体育館等、こういう耐震化率も入って進めているのかどうか。また体育館は別なのかどうか、お伺いしたいと思います。

3点目については、一般質問でも私も各学校のトイレを調べて、一番少なかったのが東船岡小学校で、たしか洋式化率28%ということでした。今回40基だったと思いますけれども、こうなれば100%になるのか。そのほかの各学校でもそういう問題が随時これからなされていくのか。

この3点をお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今回、槻木小学校と船迫小学校で耐震化工事をするということで、予算計上させてもらいました。これに基づきまして、昭和55年以前については100%完了

すると。昭和56年以降については新基準ですので、当然その基準にのっとっておりますので、100%耐震化になっている状況でございます。構造物につきましてはその内容でございますので、体育館等建物についてはその状態として診断しておりまして、耐震性についてはこれが完了すれば100%終わるという内容でございます。

トイレにつきましては、今回東船岡小学校、船迫中学校ということで、議員全員協議会でお話したとおり小中学校で一番洋式化がなされていない学校ということで、今回2校の工事をさせていただきます。今後につきましても、これを踏まえてまだ100%になっていない学校がございますので、それにつきましては逐次予算でできる範囲内で、国のほうに申請しながら、町の予算等も踏まえながら検討してまいりたいというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。6番平間奈緒美さん。

○6番（平間奈緒美君） 6番平間奈緒美です。

同じく139ページの教育管理費、工事請負費なんですけれども、国の第2次補正で船岡小学校の大規模改造工事、予算がつきました。これは議員全員協議会でも説明はあったんですけれども、この船岡小学校の大規模工事で予定している工事の内容についてお願いします。

あと、その上の西住小学校特別支援学級施設に伴う改修工事、これについてどういう工事になるのか伺います。

あともう1点です。141ページ、公民館費の15節工事請負費、船岡公民館駐車場外灯設置工事、これについて詳しい内容をお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 船岡小学校大規模改造工事につきましては、平成29年度と30年度の2カ年という事業に基づきまして、船岡小学校校舎の屋上防水改修とか外壁改修、照明器具変更、給排水等改修等を実施するという内容でございます。

西住小学校の特別支援学級新設に伴う内容につきましては、特別支援を要する子供の区分が、対象児童がふえたものですから、教室がそれに対応できないということですので、新たに教室を変更するための内容の工事でございます。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 船岡公民館駐車場外灯工事でございます。現在、未舗装の西側駐車場に明かりがないということで、夜間の駐車場利用者の不安解消と、それから安全の確保

ということで、新たに外灯2基を設置したいということです。なお、照明器具につきましては4灯をLEDで予定しておりますけれども、それにつきましてはまちづくり政策課所有のLEDを活用させていただくということで、調整をしているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 船岡小学校関係なんですけれども、校舎はいいんですけれども体育館についてはどのような工事を予定されているのか伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 体育館につきましては、屋根の塗装と外壁の改修等を検討しております。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 床とかというのは予定はされていないのかということと、大きな工事になりますので、保護者の方もそういう関係ではちょっと心配されているということもあるので、それについての周知方法を伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 体育館の床につきましては、今回予算の関係上、メニューには入れておりません。

なお、学校の父兄等への周知につきましては、今回工事関係の予算も踏まえながら、来年についてのスケジュールが決まり次第、学校等を通じながら父兄の皆様に周知徹底を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず最初に、135ページ、1項の商工費の中の一番下の欄の需用費なんですけど、修繕費として入っているんですけれども、コミュニティプラザの管理事務の修繕費、この中身について教えてもらいたいと思います。

同じ135ページ、土木管理費の中の一番下なんですけれども、負担金補助及び交付金の中の木造住宅耐震改修工事、55万円入っているんですけど、これはプラスになって、どういうふうな形でこれが入っていったのかについて教えてもらいたいと思います。

それと、141ページ、社会教育費の中の一番下なんですけれども、図書館費の使用料及び賃借料、それから工事請負費の中でインターネット接続料及び電話回線等設置工事が減額になっているんですけれども、このいきさつについて教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 1点目のコミュニティプラザ管理費の修繕料でございますけれども、これは槻木駅の改札口からおりて玄関のところ、通常の雨だと問題ないんですけども、どうしても強い雨になりますと雨漏りが発生しております。ですから、その雨漏り対策といたしまして雨どいを新たに延長いたしまして、雨漏りの対応ということでの修繕工事でございます。

○議長（加藤克明君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 負担金補助及び交付金の木造住宅耐震改修工事助成事業補助関係でございますけれども、当初5件の耐震改修工事、それからリフォーム分を促進分として見ていたんですが、1件新たに追加になりまして、合計6件ということで本年度やらせていただきたいということでございます。

○議長（加藤克明君） 3点目、生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 141ページの使用料及び賃借料、インターネット接続料の減額でございます。これは槻木生涯学習センター内に槻木分室を設置した分が、実際に当初見込んだ経費よりも安く済んだということでございます。内容につきましては、ルーターなどの初期設定費の経費を、インターネット接続料こちらのほうと、あともう一つ、図書館管理システムリース料ということでダブルで計算していたということでございます。

それから、その下の工事請負費の電話回線等設置工事でございます。当初は新たなルートを設置ということで見込んでいたんですけども、既存の電話回線、公衆電話が近くにあったものですから、そちらのほうを活用できるということで、その分の減額でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 槻木駅の改修をやっていただけるということで、大変ありがとうございます。

木造住宅耐震改修の件なんですけれども、当初5棟から追加があって、その分ということなんですけど、これは需要があって、どんどんとそういった形で追加が出てくれば、そのたびに対応していつてふやしていくという、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 当然県に申請するようになりますが、実は本年度分については11月の末段階で締め切ると。要は申し込み期間が過ぎてというふうになりますと、4月以降に

願いますということで県からは言われているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は137ページの住宅建設費、15工事請負費5,792万2,000円ということで、北船岡町営住宅の駐車場、あとは3号棟の北側の通路整備工事、細かい数字は正確には入札の関係とかで言えないでしょうけれども、大まかに大体どのぐらいずつになるのかというのをお聞きしたいと思います。

2点目は139ページ、先ほどから質問が出ていました15工事請負費4億8,626万8,000円ですが、繰越明許の中に学校施設大規模改造事業2億3,300万円と出ていますが、この139ページでいくと真ん中あたりから、槻木小学校大規模改造工事（暖房）から下が今回は予算計上されるけれども、来年度に繰り越しされると理解していいのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 甚だ申しわけないんですが、入札前でございますので、当然金額については申し上げられないということになります。以上です。

○議長（加藤克明君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） ご指摘のありました繰越明許関係の内容でございます。舟山議員お話しになりました2億3,300万円を踏まえながら、3行全て繰越明許として計上させてもらいました。これにつきましては、限度額という対応でございますので、国の補正予算につきましては経済対策ということで、早目に取りかかりなさいという指導はございます。ですので、これが限度額として翌年度、当然学校のスケジュールも踏まえながら、夏期休業中とかでないといけない工事もございますので、今回繰り越しに計上させてもらいました。ですが、今現状におきまして学校等とスケジュールを相談しながら、今年度できるものについては工事業者が決定した後に、学校等とスケジュールを調整しながらできるものであれば手をかけていきたいということですので、これが限度額で今回計上させてもらいましたので、それを踏まえれば当然次回、次々回の議会においては繰越明許の変更金額という形にさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 都市建設課長が言いたいことは最初からわかっていたんですが、駐車場整備と北側の通路整備で5,800万円ぐらい、このくらいかかるものか、逆に言うと安いほうな

のかちょっとわからなかったんですが、比率では言えますかね。大体7対3とか。無理ならいいです。

では、学校関係でお聞きしたかったのは、暖房とかと出ていまして、今の課長の答弁でいくと場合によってはこの冬工事をやる考えもあるということでもいいんですか。私最初は来年に繰り越されるとなるとこの冬、悪いけれども今のままの暖房設備で子供たちは過ごして、来年の冬にでもなるのかと。本当なら早く、この冬からでもと。先ほどの課長の答弁では、工事によっては繰り越しを変更ということでしたが、もう一度そこをお聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 空調につきましては、全館工事にかかりますので、今年度につきましては施工できないという方向で今考えています。ですので、来年度の冬場に対しては当然間に合うように工事を進めたいというふうな内容でございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 東船岡小学校と船迫中学校のトイレのほうはどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） トイレにつきましては、できれば今年度取りかかりたいというふうには思っておりますが、例えば学校において特別支援を要する子供たちに対して、トイレの期間、とめるということができののかどうかというのを今最終調整をしていますが、それについてどれぐらいの期間とめると支障が出るのかというのを、施工業者が確定した後にそれが今年度可能かどうかの判断をしながら、今年度か次年度になるかという形で工事を進めたいというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 134ページ、農業総務費、節19、150万円、青年就農給付金事業についてお聞きします。

それから、136ページ、節22の町道入間田30号線道路改良支障物件移転という、この支障物というのは何なのかお聞きしたい。

それから、137ページの8款、節13、マイナス2,988万円、これについてお聞きします。

以上3点、お願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 19負担金補助及び交付金の内容なんですが、青年就農給付金事業補助ということで、ことしの9月に新たにまたもう一人就農された方がいらっしゃるということ

で、これは国費が県経由でそのまま入ってくるわけなんですけど、葉坂地区で苗等の栽培をする方が1人ということで、今年度分の150万円ということでございます。

○議長（加藤克明君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 補償補填及び賠償金、入間田30号線の道路改良支障物件移転補償なんですけど、現在入間田30号線の道路改良を進めているところなんですけど、たまたま改良区間に電力柱がございました。それに実は共同テレビの線が乗っかっている状況でございましたので、電力のほうは無償でもって動かすことができるんですけど、そのテレビ線のほうが有償となりまして、727メートル分のテレビ線を動かすようになるということでございます。

それから、住宅費の委託料でございまして、4号棟・5号棟の新築工事の実施設計委託料、これは入札による請負差額でございまして。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

137ページの土木費、住宅費、住宅管理費の需用費で修繕料、空き家分だということだったんですけど、何戸分なんでしょうか。どこの分ですか。

それから、139ページの教育総務費の15工事請負費の一番上、西住小学校の特別支援学級新設なんですけど、これは4月に間に合わせなければならない分かと思うんですけど、どこにつくるんですか。教室あいているところはあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 住宅費の中の需用費の修繕料でございましてけれども、財政課長も申し上げましたが、空き家修繕で4戸でございまして。これは西船迫1号棟1戸、西船迫2号棟1戸、それから槻木駅前が1戸、あとは北船岡2号棟が1戸、あとは建具とか設備関係の修繕ということでございまして。

○議長（加藤克明君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 西住小学校、ご存じのとおりかなり教室が少ないという状況でございまして。それにつきまして、こちらのほうでも学校と相談しまして、今回相談室に使っているところを支援の教室にすると。すると当然相談室がなくなりますので、相談室については放送室の奥のほうに部屋がありますので、それを相談室にかえるというふうな入れかえ作業をしまして、今回特別支援の部屋を確保するという内容で考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 町営住宅の修繕、北船岡2号棟あたりもかなりの修繕を要するものな
んでしょうか。そこだけお聞きします。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 建てて1年以内ですと、例えば室内のクリーニング程度で済む
んですが、それ以上、2年、3年となりますとどうしてもこういった修繕が必要になると。ど
うしても色も相当変わってきますし、利用者がどういう利用をしたかにもよりますが、やはり
必要になってまいります。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 歳出の質疑を終結します。

これをもって一般会計補正予算にかかわる全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号平成28年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第38号 平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第38号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正
予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第38号平成28年度柴田町国民健康保険事
業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、退職被保険者療養給付費等の減額によるものです。歳入につきま
しては、療養給付費交付金の交付決定による減額であります。歳出につきましては、退職被保
険者の保険給付費の減額並びに後期高齢者支援金及び介護納付金の交付決定による減額であり

ます。あわせて債務負担行為の追加を行うものです。歳入歳出それぞれ5,565万6,000円を減額し、補正後の予算総額を47億1,898万3,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

147ページをお開きください。

議案第38号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,565万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億1,898万3,000円とするものです。

今回の補正につきましては、退職被保険者の減少に伴う退職被保険者療養給付費の減による補正となります。

150ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の追加です。診療報酬明細書審査業務及び国民健康保険税電算処理業務に係る委託料の追加2件ですが、これらは平成29年度当初から執行予定の事務事業で、本年度中に事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間につきましては、平成29年度となります。限度額はそれぞれ記載のとおりです。

152ページをお開きください。

歳入です。

初めに、4款1項1目療養給付費交付金5,686万8,000円の減額ですが、これにつきましては退職者医療交付金の変更交付決定による減額補正となります。

5款1項1目前期高齢者交付金105万2,000円の増額ですが、10月からの社会保険適用拡大に伴う再算定による増額です。

次に、153ページです。

歳出になります。

2款1項1目退職被保険者療養給付費4,311万6,000円の減、及び2款2項2目退職被保険者高額療養費1,000万円の減額ですが、これにつきましては退職者医療制度が平成26年度末までの経過措置期間が終了したため、平成27年度以降の新規適用がなく、退職被保険者の減少に伴い、療養給付費も減少しております。今後の見込み額を算出した結果、減額補正するものです。

3款1項1目後期高齢者支援金179万8,000円の減、4款1項1目前期高齢者納付金3,000円

の増、及び6款1項1目介護納付金90万4,000円の減につきましては、10月からの社会保険適用拡大に伴う再算定による補正となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は債務負担行為補正を含め歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第39号 平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第39号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第39号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、国の第2次補正予算により内定した社会資本整備総合交付金事業及び各事業の確定に伴うものです。歳入歳出それぞれ3億4,164万9,000円を増額し、補正後の予算総額を30億4,956万円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 155ページをお願いいたします。

議案第39号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ3億4,164万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を30億4,956万円にするものです。

158ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。公共下水道事業費の起債となります。国に対する鷺沼排水区雨水整備事業費の要望追加によりまして、国の経済対策関連の補正により補助金交付金が増額されましたことや、下水道未普及改修補助金の額の確定による補正となります。補正前の限度額5億7,520万円に6,350万円増額いたしまして、補正後の限度額を6億3,870万円に改めるものです。

160ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款分担金及び負担金1目負担金703万2,000円を増額につきましては、賦課面積の増や分割払いから一括払いによる増になります。あと、農地として猶予されていた土地の宅地化に関連した猶予解除による増額も入っておる補正となります。

3款国庫支出金1目公共下水道事業補助金6,348万円の増額につきましては、地方債補正と同様の理由による補正となります。

4款繰入金1目他会計繰入金2,523万8,000円の減額につきましては、歳入増に対し歳出が減額となったことにより、一般会計へ戻し入れを行うものです。

6款諸収入1目雑入1節雑入2億1,806万4,000円を増額につきましては、大河原町、鷺沼排水区の共同施工によります負担金による増額補正となります。

2節、説明欄のほうなんです。消費税及び地方消費税の還付金712万8,000円につきましては、平成27年度決算に基づく消費税及び地方消費税の確定額が、収入に比べ課税支出額が大きかったことなどによります補正額となります。

その下の3万2,000円につきましては、確定申告日から還付されるまでの日割り計算の還付加算金となっております。

2目過年度収入765万1,000円につきましては、新栄地区の未普及対策交付金事業で、前年度に補助金入っていなかった分の補助金について今回計上するものでございます。

続きまして7款町債1目公共下水道事業債の補正です。158ページの地方債補正で説明した内容と同様の理由による補正となります。

162ページをお願いいたします。

歳出となります。

1 款総務費 1 目一般管理費 3 節職員手当等、4 節共済費につきましては、人事院勧告により
ます人件費の補正となります。

1 款総務費 2 目汚水管理費です。13 節委託料の 24 万 8,000 円の減額につきましては、額の確
定による減額補正となります。

27 節公課費 942 万 7,000 円の減額につきましては、歳入でも説明いたしましたとおり、消費税
の還付に伴う歳出予算の減額補正となるものです。

次に、3 目の雨水管理費 11 節需用費の修繕料及び 13 節委託料につきましては、額の確定によ
る減額補正となります。

次に、15 節工事請負費 163 万円の補正につきましては、西船迫地区の大雨時に排水・雨水を
少しでも効率よく排水するために、雨水マンホールの既設ふたを常時雨水が効率よく落とし込
めるように格子状、鉄板タイプでつくれるということですので、その 3 基分の設置がえのため
の工事費の補正を今回お願いするものです。大雨対策の一環としてお願いするものです。

次に、2 款下水道事業費 1 目下水道建設費です。3 節職員手当等、4 節共済費につきましては
は、人件費の補正です。

次に、13 節委託料 350 万円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

次に、162 ページ、15 節工事請負費 3 億 5,966 万 2,000 円の増額補正につきましては、主に鷺
沼排水区、5 号調整池、現在施工中なんですが、経済対策によります大型補正に対応する補正
額となっております。内容的には、約 10 メートルぐらい調整池を掘り下げるようになるんです
が、その本体工事がほぼ完成できる形の事業量となっております。

次に、22 節補償補填及び賠償金につきましては、確定見込みによる補正となります。

次に、3 款流域下水道費 1 目流域下水道費につきましては、19 節負担金補助及び交付金、28
万円が増額なんですが、県のほうで処理場関係の修繕にかかった費用として、関連団体として
割合負担分を負担する金額の補正をお願いするものでございます。

5 款公債費 1 目元金につきましては、財源の組み替えによる補正となります。

166 ページをお願いいたします。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込み
に関する調書になります。公共下水道事業債となりますが、当初補正前、5 億 9,090 万円の
見込み額に対しまして、先ほどの浸水対策、補正増によります関係で 6,350 万円の補正をお願い
して、補正後が 6 億 5,440 万円の見込み額とするものでございます。

なお、一番右側につきましては、当該年度末現在高見込みということで、74億6,716万1,000円の見込みとなっております。

説明については以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は地方債補正を含め歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は162ページの一番下の公共下水道建設費の委託料、効率的な事業実施のための計画策定委託料、マイナス600万円ということなんですが、この効率的な事業実施のための計画というものを改めてもう一度、こういうものですよというご説明を願いたいと思います。

もう一つは163ページの上の清住2号公園代替公園整備工事、今補正予算で計上されると、来年3月までにこの代替公園が完成するという事なんですか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 効率的な事業実施のための計画策定委託料につきましては、ここ10年、平成37年までに整備できる下水道の区域について、5市6町関連、流域で、最終的には県でまとめるんですが、その辺の委託を実施しているところです。

清住2号公園代替公園につきましては、今ワークショップ形式で地元とどういう公園にしたらいいかということで説明会というか、地元でやっているところなんですが、12月で大体方向性がまとまる見込みでございます。ですので、その後実施設計を組む関係で、工事につきましては整地というか盛り土関係を今年度ぐらいは実施しまして、本格的には平成29年度で予定したいというふうに考えている状況でございます。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第40号 平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第13、議案第40号平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第40号平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、保険料及び保険給付費が主な内容となっております。歳入につきましては、第1号被保険者に係る保険料の増額、歳出につきましては、施設介護サービス給付費等の増額であります。歳入歳出それぞれ1,000万円を増額し、補正後の予算総額を29億7,217万5,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第40号平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

議案書の167ページをごらんください。

今回の補正は、保険給付費の増加が見込まれたことから、おのおの保険給付費増額補正を行うものです。

第1条になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、合計額29億7,217万5,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

170ページをごらんください。

第1款保険料第1項介護保険料第1目第1号被保険者保険料の特別徴収の保険料1,000万円の増については、介護保険料の特別徴収分の保険料の増加の見込みによる補正となります。

続きまして、歳出の補正について説明いたします。

171ページをごらんください。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費1,900万円の減額、及び2目地域密着型介護サービス給付費2,500万円の減額は、それぞれサービス給付見込み額の減少による補正となります。

続きまして、3目施設介護サービス給付費4,500万円の増から、次の172ページ、2款保険給付費6項特定入所者介護サービス等費500万円までの増額については、それぞれのサービス給付の増額の見込みによる補正となります。

続いて、4款地域支援事業2項地域包括的支援事業費5目認知症総合支援事業の報償費については、計画していた認知症研修会の内容の変更により、講師謝礼が減額の見込みとなりました。研修において参加報償の必要が出てきたことから、細節の変更を行うものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第41号 平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第14、議案第41号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第41号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定負担金の確定によるものです。歳入につきましては、保険基盤安定繰入金の減額であります。歳出につきましては、保険基盤安定繰入金の減額による後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。歳入歳出それぞれ285万2,000円を減額し、補正後の予算総額を3億5,966万6,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

173ページをお開きください。

議案第41号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ285万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,966万6,000円とするものです。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴う補正となります。

176ページをお願いします。

歳入です。

3款1項2目保険基盤安定繰入金285万2,000円の減ですが、一般会計の県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により、繰入金が減となるものです。

次に、歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金285万2,000円の減ですが、歳入の保険基盤安定繰入金が減額となったことにより、広域連合への納付金を減額するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第42号 平成28年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第15、議案第42号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第42号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人件費、委託料、工事請負費の増額及び新年度から継続して業務を行うための債務負担行為を補正するものであります。収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれにおいても、収入の補正はなく、支出のみの補正となります。収益的支出は25万6,000円を減額し、補正後の予算総額は11億6,529万6,000円となります。資本的支出につきましては1,454万円を増額し、補正後の予算総額を4億6,632万1,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、177ページをお願いいたします。

議案第42号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

第2条に定めております業務の予定量を次のように改めるものです。主な建設改良事業費、既決予定額2億6,398万9,000円に1,454万円を増額し、2億7,852万9,000円とするものです。詳細については後でご説明申し上げます。

次に、第3条につきましては人件費の補正となっております。

第4条でございます。資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入はありません。

支出です。

第1項に絡む建設改良になります。既決予定額2億6,398万9,000円から人件費、給料、委託料、工事請負費の補正で1,454万円を増額し、補正後の額を2億7,852万9,000円とするものでございます。

次に、178ページをお願いいたします。

第5条になります。年度当初より行わなければならない水道施設関係の業務委託についての債務負担行為を第10条として定めるものでございます。内容的には山田沢配水場、船迫配水場、あと馬場配水場、その計装絡みの5件の事項の委託の債務負担行為をお願いするものです。それぞれに期間、限度額を定めて、債務負担行為により年度当初より業務委託を定めるものです。よろしくをお願いいたします。

第6条につきましては、職員給与費、既決予定額4,442万7,000円から21万6,000円減額し、4,421万1,000円に改めるものです。明細につきましては、次ページの第3表をご参照願います。

次に、186ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入はございません。

支出です。

第1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費及び4目総係費の人件費につきまして、人事院勧告に基づき各節のとおり補正するものです。

次の187ページにつきましては、資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入はございません。

支出です。

2目水道工事費8節委託料950万円の補正につきましては、翌年度実施予定の老朽管布設がえや配水管整備に必要な実施設計費の補正をお願いするものです。

9節工事請負費500万円の補正につきましては、本年度の配水管整備で不足する工事費分の補正を今回お願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は収入・支出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 178ページの債務負担行為に絡んでなんですが、ここでは配水場の管理

業務なんです、山田沢の浄水場というのは今後どのような計画があるかということで、どのようにするかということですよ。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 山田沢配水場、受水については全量南部山のほうから受けているんですが、施設そのものにつきましては中央監視業務、そのほか点検業務（「浄水場のほうを今後どうするか。下のね」の声あり）

○議長（加藤克明君） 課長、よく聞いてやっていただきたい。

○13番（水戸義裕君） 浄水場の部分を今後どういうふうにする計画があるのかということで。こっちの配水場についてはいいです。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 大変申しわけございませんでした。浄水場の施設の今後については、今のところ申しわけないんですが明確な計画は行っておりません。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

2時10分から再開します。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第16 意見書案第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第16、意見書案第3号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。15番白内恵美子さんの登壇を許します。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

ただいま議題となっております意見書案第3号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）

今や雇用労働者の2人に1人は非正規雇用、年収200万円以下の「ワーキング・プア」の状態です。労働者の平均賃金は、2000年に比べて10%も減っています。

世界に例を見ない賃金の下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と企業の経営危機を招く悪循環を生み出しています。政府が「賃上げによる経済好循環」を目指すとする政策は歓迎すべきものと考えます。

東日本大震災からの復興が遅れています。復興予算の拡充と併せ、自治体の各種施策、民間の投資を促進しつつ、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も、地域の復興も進みません。

今の地域別最低賃金は、東京で932円、宮城県は748円、最も低い地方では714円に過ぎません。この額でフルタイムで働いても、年収120万円～160万円であり、まともな暮らしはできません。地域間格差も大きく、宮城県と東京では時間額で184円も格差があるため、将来を担う若者の県外流出を招く大きな要因となっています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準に加え、地域格差がある点で特異な状態となっています。先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるため、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要です。

最低賃金に関して、2010年に「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円が普通です。この水準の最低賃金で労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。

政府は、中小零細企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があると考えます。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくり、不況に強い社会を実現できると考えます。

このような趣旨から、下記のとおり要望するものです。

記

1. 政府は、ワーキング・プアをなくし、生活できる最低賃金にするため大幅引き上げを行うこと。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月 8 日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第3号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第 17 意見書案第 4 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」等患者負担
見直しの慎重審議と現行制度の継続を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第17、意見書案第 4 号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」等患者負担見直しの慎重審議と現行制度の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番佐々木守君の登壇を許します。

〔10番 佐々木 守君 登壇〕

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守です。

ただいま議題となっております意見書案第 4 号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」等患者負担見直しの慎重審議と現行制度の継続を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

「高額医療費」「高額高齢者の窓口負担」等患者負担見直しの慎重審議と現行制度の継続を求める意見書（案）

必要な検査を断る、薬がなくなっているのに受診しない、歯科の治療をためらうなど、経済的な理由で必要な受診ができない方がふえている。

医療関係団体が行った調査では、約半数の医療機関が経済的な理由による患者さんの治療中断を経験している。さらに医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあるとの医療機関は4割に上っている。

現在、厚生労働省の社会保険制度審議会では、高額療養費制度の月額自己負担上限の引き上げ、後期高齢者の自己負担を原則1割から2割に引き上げるなど、さらなる患者負担増が検討されている。また、財務省の財政制度等審議会でも改革の方向性として、外来時の定額負担の導入、市販品類似薬の保険外し、入院時の光熱水費相当額の徴収など、新たな患者負担が提言されている。

これら患者負担増は、多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ複数の疾病を抱え、治療が長期にわたる高齢者の生活基盤そのものを圧迫する。現状でも重い患者負担を軽減することこそ求められている。

よって本柴田町議会は、政府及び国会に対し、さらなる患者負担増で受診抑制を招かないよ

うにするため、慎重審議と現行制度の継続を求める。

以上、地方自治法第99号の規定により意見書を提出します。

平成28年12月 8 日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

財 務 大 臣 殿

厚生労働大臣 殿

総 務 大 臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**（「今読み上げたんですけども、「現在、厚生労働省の社会保障制度」を「社会保険制度」と読んでいたり、ちょっと違う」の声あり）

暫時休憩します。

午後2時22分 休 憩

午後2時23分 再 開

○議長（加藤克明君） **再開いたします。**

佐々木守議員より訂正の申し出がございます。

○10番（佐々木 守君） 大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

まず第1点目、「高額医療費」という点が間違っていたようでございますので、訂正させていただきます。「高額療養費」でございます。

それから、その隣の「後期高齢者」というところをちょっと読み間違えたということですので、「後期高齢者の窓口負担」ということで、訂正させていただきます。

それから、上から6行目ぐらいですね、「現在、厚生労働省の社会保障制度」というところを「保険制度」と読み上げたようなんですが、正しくは「社会保障制度審議会」でございます。

それから、下から2行目の「以上、」のところ、「第99条」と読み上げるところを「第99号」と読み上げたということなので、訂正をさせていただきます、「第99条」の間違いでございます。よろしく申し上げます。大変ご迷惑をおかけしました。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第4号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」等患者負担見直しの慎重審議と現行制度の継続を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第18 意見書案第5号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第18、意見書案第5号有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。14番舟山彰君の登壇を許します。

〔14番 舟山 彰君 登壇〕

○14番（舟山 彰君） 14番舟山彰です。

ただいま議題となっております意見書案第5号有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書（案）

イノシシの生息域は拡大の一途をたどっており、宮城県内においては丸森町が生息域の北限と言われていましたが、現在では県北部までに広がっています。これらイノシシの生息域の拡大に従い、農作物等に深刻な打撃を与えていることは周知のとおりです。また、イノシシの駆除頭数の増により、駆除したイノシシを埋めるための労働力不足及び環境悪化も懸念されます。かような状況に対して平成20年10月に宮城県が策定した、現在第二期を迎えている「宮城県イ

ノシシ保護管理計画」を受け、当町においても「鳥獣被害防止計画」を策定しています。

想定をはるかに超えるイノシシの繁殖力の前に被害額の減少に至っていないばかりか、民家の庭先に群れで現れ餌を探すなど、住民の日常生活すらも大きく脅かしており、捕獲数が繁殖数に到底追いついていない状況です。

よって、イノシシ個体数のさらなる削減、農作物被害軽減及び人的被害防止を実現するよう、以下の事項を求めるものです。

記

1. 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金の増額について

年々増加するイノシシの個体数に対して、捕獲数も大幅に増加しておりますが、狩猟免許取得者及び箱わなの絶対数を増加させなければ効果的かつ切れ目のない対策が困難であるため、狩猟免許取得促進と捕獲機材購入費のための予算増額等の拡充を求めるものです。

2. 隣接自治体間及び各猟友会等の有機的な広域連携の制度化について

増大著しいイノシシの個体数を削減するためには、隣接自治体間及び各猟友会等の有機的な広域連携をすることが大きな効果をもたらすと思料されることから、自治体間及び猟友会が密な情報交換を行い、有機的な連携を取ることのできる制度の創設と、必要な予算措置を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月 8 日

宮城県柴田町議会

提出先

宮城県知事 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第5号有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が宮城県知事に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第19 意見書案第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第19、意見書案第6号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番安部俊三君の登壇を許します。

〔9番 安部俊三君 登壇〕

○9番（安部俊三君） 9番安部俊三です。

ただいま議題となっております意見書案第6号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月8日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。11番広沢真君。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 私は、本意見書案第6号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、反対の立場で手を挙げております。ただ、その前に一言申し述べておきたいことがありますので、申し述べさせていただきます。

本議案、提出されているとおり、提出者、賛成者については副委員長も含めた議会運営委員会のメンバーであります。通常、意見書を提出する際、幅広く国民に利害が関係するものについて議会運営委員会の中で可能な限り合意を構成した上で皆さんに議案として審議をお願いするという立場をとってまいりました。しかし、本議案の場合、対象となる利害関係を持つ者が私たち議員が主になる、正確に言うと税金の負担ということもありますからそれだけではないんですが、しかし主な利害関係の対象となるのが我々議員ということになります。ですから、この場合で、実は一昨日の議会運営委員会では意見が割れました。通常であれば、その意見を合意形成するまで議論をするということをするんですが、しかしながら利害関係が議員にのみ限定されるということもありまして、そこで無理に合意形成をするよりも議員一人一人の皆さんのご判断に委ねたいということが一つあって、本議会の中でこの意見書案の提案ということにつながっております。

それと同時に、実際に提案者、賛成者は議会運営委員会のメンバーだけになっておりますが、

そればかりではなく、意見書案などが出てきたら、そしてその意見書案について提案したい、提出したいという議員の方がおられて、そして提出者、賛成者がいる場合には、可能な限り本会議に付して皆さんの判断を仰ぐという立場も貫きたいという思いから、本議案はこの扱いになっております。そのことをご了承いただいた上で、本議案に対する反対の討論を述べさせていただきます。別に議会運営委員会の中で決裂したというわけではありませんので、その辺はご了解ください。

それで、本意見書にかかわって述べられている中身、例えば今の説明の中で述べられている町村議員への立候補が減っている点、地方議会を構成するのに実際に苦勞している自治体があるというのも事実であります。しかしながら、今回求められている厚生年金制度への加入ということ考えた場合に、一つ考えなければならないのは、厚生年金というのは主に常勤の就業者が加入する保険でありまして、雇用者と加入者、両者の折半での負担が必要ということになります。その場合、私たち議員が明確に雇用関係にあるかどうかというまず一つの議論があります。

それと、加入者についてはその勤務体系が常勤であるかどうか、これもまた一つ大きなファクターになる要素であります。町村議会からの説明では、扱いは首長、町長とも一緒だというふうにされていますが、明らかに町長は常勤で、毎日勤務されており、しかも休日を返上して勤務されている場合もあります。私たちもそういう場合がありますが、しかし仕事で例えば役場に来ている時間、そういうことも考えますと、果たして常勤と判断できるかどうかというのは大きく議論が分かれるところだと思います。

この2点が、まず制度に加入するに当たっての大きな疑問として果たして解消できるかどうかの問題点であります。

そしてもう一つ、昨今から話題になっております政務活動費をめぐる不正。特に宮城県では県議会の議長が2代にわたって政務活動費の不正問題で辞任をしております。そういう中で、私たちには全く身に覚えがないことでありながら、しかし地方議会に対する町民、国民からの批判というのも、私たちにとってはいわれのないものであっても、厳然として存在しております。

そのような中で、先ほど来述べております解決できない制度加入上の問題、課題がある中で、果たして厚生年金制度へ議員が加入することを提案したとして、幅広い国民、町民の理解が得られるかどうか、その点について私は残念ながら町民に対して説明する言葉を持ちません。本来であれば、私たち議員がより活動しやすく福利厚生を充実していただくこと、それは私自身

も望んではおりますが、今回に限ってはこれを議会の総意として意見書として述べることにについては残念ながら疑問を持たざるを得ない。そのような結論で、本意見書案に対しては反対の意見を述べさせていただきます。どうか同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番佐々木守君。

〔10番 佐々木 守君 登壇〕

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守です。

意見書案第6号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の採択に賛成の立場から討論を行います。

住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。地方議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動を求められています。

そんな中において、昨年実施された統一地方選挙において、町村議会への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、地方議員のなり手が少なくなっています。

原因の一つは、若い方が地方議員の報酬では子育ても満足にできない。ましてや老後の保障もないのでは、地方議員のなり手がなく、減少するのも理解できます。住民の活発な議会活動の求めに応えるためにも、若い方々が国政だけでなく町村議会でも安心して活躍ができる場をつくり、地方の活性化を託すべきだと思っています。

今や国民年金だけでは老後は暮らしていけません。少なくとも老後の安心感を得られる厚生年金制度に加入すべきです。そのことにより、若い方々の地方議会への参加がふえることを期待します。

今まで述べてきた理由により、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の採択に賛成いたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。15番白内恵美子さん。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

ただいま議題となっております意見書案第6号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、反対の立場から意見を述べます。

私も、若い世代が安心して地方議会議員を目指すことができるよう、議員の厚生年金加入は必要だと思えます。しかし、宮城県初め全国的に政務活動費の不正使用が問題となっている現在、自治体の負担がふえることとなる議員の厚生年金制度加入は、国民の理解を得るには難しい状況であると考えます。柴田町においても、私自身が住民の方に説明できません。国民の地方議会に対する信頼を回復した後に、全国各地で国民の理解を得るため住民との話し合いを行った上で制度改正に取り組むべきです。

以上の理由から、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出に反対いたします。同僚議員のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。13番水戸義裕君。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕です。

ただいま議題になっている意見書案第6号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書に賛成の立場から討論に参加します。

本意見書案は、議員の年金制度を時代にふさわしいものとするのが人材の確保につながっていくとし、地方議員の厚生年金制度加入のための法整備の実現を求めるものであります。この法整備は、以前の議員年金の制度とは異なり、常識的な対応であると考えるものであり、本意見書案に賛成いたします。

地方議会の議員年金制度は、議員本人の掛け金と地方自治体からの負担金で運営されていましたが、市町村合併で議員の数が大幅に減ったことから、財政状況が急速に悪化し、運営が厳しくなり、5年前に廃止されました。

そして今、全国的に相次いでいる政務活動費の不正受給問題もあり、地方議員に向けられる世間の視線は厳しいことも確かです。今後ますます社会保障費が膨らむことは予想されることで、政治家が自分たちの生活向上や将来不安の改善を訴えることは現時点では難しいものと認識しております。しかし、当選しても保障されるのは4年間のみであり、その後も選挙を繰り返し、乗り越えていかなければならないという、決して安定ということではありません。今でも議員は名誉職、待遇が悪くてもしっかりと働くべきだという意見は多いです。だが、このままでは子育て世代は議員にはなれない。年金がない現状が、すぐれた資質のある若手が地方議員になろうとするのを阻んでいるのではないかと危惧しています。退職金もなく、当選しなければ無職・無収入になってしまうのが議員であります。財産がある方だけが議員になるような状況になることも予想されるわけで、それでいいんでしょうかというふうに思います。資産を持

たない若者でも、政治の世界に入って活躍してほしいというふうに願っていますので、議員が厚生年金に加入できるようにするという考え方に私は賛成いたします。すぐれた資質のある若手が地方議員になり、活躍する機会がふえれば、若者の政治離れも防げるようになり、政治が活性化すると考えております。

以上のことから、同僚議員の賛成をお願いいたしまして、私の討論といたします。

○議長（加藤克明君） 原案に反対の方の発言を許します。おりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第6号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第20 請願第1号 子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民に対し、町が年
1～2回程度、継続的に検査を実施することを求める請願

○議長（加藤克明君） 日程第20、請願第1号子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民に対し、町が年1～2回程度、継続的に検査を実施することを求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第90条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

議会運営基準130により、これから紹介議員の趣旨説明を求めます。6番平間奈緒美さん、登壇してください。

〔6番 平間奈緒美君 登壇〕

○6番（平間奈緒美君） 6番平間奈緒美です。

ただいま議題となりました請願第1号子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民に対し、町

が年1～2回程度、継続的に検査を実施することを求める請願について、紹介者2名を代表して趣旨説明をいたします。

平成28年11月18日、小石族とかたつむり（甲状腺検査を実現させよう会）の高井明子氏、笠間真由美氏により、子供の甲状腺エコー検査を希望する町民に対して年1回から2回程度継続的に検査を実施することを求めることについて請願が出されました。

請願理由にありますように、「2011年3月、東京電力福島第一原発事故により放出された放射性物質のうち、とくに放射性ヨウ素による子どもへの影響があるのかわからないのかを知りたい」という同じ想いを持つ町内の母親有志で民間団体に依頼し、平成27年3月より無料の検査を町内で実施しました。

検査後のアンケートでは、検査を受けて安心した、定期的に検査をやってほしいなど多くの意見が寄せられています。

子供たちが5年後、10年後に生きるこの町をつくるのは、今を生きる大人たちの大切な仕事だと思います。子供たちが健やかに成長し、命をつないでいくために今必要なのは、子供の健康を守ることです。

半減期8日という放射性ヨウ素は、測定されることも検査されることもなく、データがない今となっては子供の被曝量を知るすべはありません。それなら、放射性ヨウ素の影響を一番受けやすいとされている甲状腺の検査を定期的に、また継続的に実施してデータ化し、子供の様子や経過を注意深く見ていくことが必要です。

平成27年11月19日、茨城県で行われた省庁交渉において、北茨城市の鈴木康子市議が総務省へ甲状腺検査費用の支援を求めたところ、震災復興特別枠の「原発事故関係」のうち「子どもの生活環境支援等」に該当するとのことで、放射能濃度に関係なく、特定被災地方公共団体であれば対象になるとの答弁がありました。柴田町は、平成23年5月2日に制定された特定被災地方公共団体・特定被災地区ともに該当しています。

子供の健康を守りたいという思いを訴え、同僚議員の皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 暫時休憩します。

午後2時55分 休憩

午後2時58分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

提出者、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 大変失礼いたしました。

趣旨説明をもとに本文を全文読み上げさせていただきます。

請願第1号子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民に対し、町が年1～2回程度、継続的に検査を実施することを求める請願について、紹介者2名を代表して、趣旨説明をいたします。

平成28年11月18日、小石族とかたつむり（甲状腺検査を実現させよう会）の高井明子氏、笠間真由美氏により、「子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民に対し、町が年1～2回程度、継続的に検査を実施することを求める請願」が出されました。

請願理由にもありますように、「2011年3月、東京電力福島第一原発の事故により放出された放射性物質のうち、とくに放射性ヨウ素による子どもへの影響があるのかわからないのかを知りたい」という同じ想いを持つ町内の母親有志で民間団体に依頼し、平成27年3月より、無料の検査を町内で実施してもらうようになり計4回を数えます。しかし毎回、募集開始とともに予約申し込みの電話が殺到し、今年行われた2回の検査では計120名の定員に対し139名の予約を受け付けたものの、なおも続いた24件の申し込みは断らざるを得なく、早々に募集を締め切った、という状態です。

検査後のアンケートには、検査を受けて安心した、定期的に検査をやってほしい、市町村が無料でやってほしい、という声が多く寄せられ、さらには子どもだけでなく大人も検査を受けられると良い、という声も聞かれました。

子どもたちが5年後、10年後に生きていくこの町をつくるのは、今を生きる私たち大人の大切な仕事です。子どもたちが健やかに成長し、いのちを繋いでいくために、「今やっておくべきこと」は何でしょうか。この町がこれからも存続し、発展していくために、「ほんとうに必要なこと」は何でしょうか。

私たちの答えは、「子どもの健康を守ること」です。そのために出来ることは、もちろん他にも沢山あります。しかし、原発事故後生きる私たちには、全く新しい課題が出来たのだと思います。私たちは、生活のすべてにおいて「見えない放射能汚染」という前提のもとに暮らしていかなければならなくなりました。

5年前のあの日、何も知らずに外で遊んでいた子どもたちが、どれだけの放射性ヨウ素にさらされたのか。半減期8日という放射性ヨウ素は、測定されることも検査されることもなく、データがない今となつては、子どもたちの被ばく量を知りたいと思っても誰にも知る手立てがありません。それならば、放射性ヨウ素の影響を一番受けやすいとされている甲状腺の検診を

定期的に、また継続的に実施してデータ化し、子どもの様子や経過を注意深くみていくことが、親としても町としても、出来ることではないでしょうか。

私たちは平成27年9月に滝口町長へ要望書「子どもの甲状腺検査を要望します」（190世帯325名分）を提出しましたが、願いは叶いませんでした。

滝口町長は、「汚染状況重点調査地域に指定されていない柴田町が、検査をすることは出来ない」とおっしゃいました。しかし要望書提出の約2か月後、平成27年11月19日に茨城県で行われた省庁交渉において、北茨城市の鈴木康子市議が総務省へ甲状腺検査費用の支援を求めたところ、震災復興特別交付税枠の「原発事故関係」のうち「子どもの生活支援等」に該当するとのことで、「放射能濃度に関係なく、特定被災地方公共団体であれば対象になる。さかのぼっての申請も受け付ける。」という総務省自治財政局の答弁がありました。

柴田町は、平成23年5月2日に制定された特定被災地方公共団体・特定被災地区ともに該当しております。

以上のことから、私たちは「子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民（主に希望する親の子どもたち）に対し、町が年1～2回程度、継続的に検査を実施すること」を求めます。

地方自治法第124条の規定により、お願いいたします。

平成28年11月28日

柴田町議会議長 加藤克明 殿

同僚議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

大変失礼いたしました。6行目です。「特定被災区域ともに」です。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番吉田和夫君。**

○3番（吉田和夫君） 質問いたします。

今回の請願について、議員同士での議論というのは一切ございませんでした。まず、小石族とかたつむりの代表である高井明子さん、笠間真由美さんにおかれましては、名前どおり小石を投じていただいて、その波紋が広がったと思いますので、まずこの労苦をたたえたいと思います。

質問ですけれども、まず1つ。明子さんは全議員に手紙を送付しました。私もいただきました。その後に電話をいただきまして、意見をお聞きしたいということで、もちろん私も短時間ではありましたが意見述べさせていただきました。残り15人の意見はどうだったのか、どのような意見を各議員が持っていたのか、一切知ることはできませんでしたので、どんな意見があったのかなというのが質問1。

質問2、検査結果を経年で管理しなければいけないと思います。いろんな法律で定められております。私も健康診断をやっておりましたので、労働安全衛生法なんかによると普通のカルテだったら5年、あるいは石綿、アスベスト検診だったら40年という長いスパンで記録を保管しなければいけませんし、この甲状腺機能検査については何年保管するのか、個人で保管するのか病院で保管するのか、この辺なんかも必要なのかなど。

質問3、もし甲状腺にしこりが発生した場合、これは小児がんだと思います。その発生した場合、原発が原因で起こったがんなのかどうなのかという、そういう因果関係はわかるのかどうか。また、心配したのは、今回はAという方がほとんどでしたので、例えば出た場合、地元での受け入れ医療機関というようなものが整備されているのかどうか。

質問4、検査料は無料になるかもしれませんが、経年になった場合、どういう経年のスパンかわかりませんが、10年なのか20年なのか、チェルノブイリなんかではまだ検査をやっているようですけれども、そうなった場合の料金体制なんていうのもどうなのかなど。

そういう疑問点なんかもありましたので、前回議会運営委員会でもそのような話が聞けるのかなということで傍聴させていただきましたけれども、議会運営委員会では一切そういう話がなかったもので、せめてこの4点ぐらいはお聞きしたいということで質問させていただきました。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 今質問を受けたんですけれども、その内容については私も請願を読ませていただいたときに同じような疑問を持ちました。それで、ペーパーにあるものについて不明なことについては直接話を聞くしかないだろうということで、高井さん、笠間さん、お二人にお会いいたしまして、その点を直接聞きました。そのときのお話を説明したいと思います。

今吉田議員が言われたように、検査ということに対する説明をされた議員もいらっしゃいましたし、これからの手続あるいは動きについてアドバイスをされた議員もおられたと。それで、どこの議員のほうに行って話をしたほうがいいのかという議員もいらしたと。ただ、私が聞いた範囲では、程度の差、濃淡の差はあれ、請願の内容が必要でない、あるいはやめたほうがいいという議員はいなかったというふうに聞いております。大まかな形とすれば妥当な線であろうという雰囲気だったというふうに私は聞いておりました。

2番目の検査結果の管理の方法なんですけれども、これもこれから話し合っていかなければいけない内容だと思います。北茨城市についてはそこまでの詳細なデータはありませんでした。今まで柴田町で4回行われていたということで、その辺についてのデータの蓄積についてお聞

きました。エコー検査の写真については、保護者の方に手渡しして、保護者の方が保管されているという状況だと聞いております。検査機関のほうでもその控えはお持ちだというふうに聞いておりますけれども、これからどのような形で検査を進めていくのか、それをどこの機関がそれをしていただけるのか、それもこれから決めなくちゃいけませんし、その先生方とこれから話をしていく内容になると思いますけれども、この請願書に書かれているように継続的にデータの蓄積をして初めて生きてくるデータになると思いますので、今ここで何年という明確なお答えはできませんけれども、継続して保管をする方向で考えていかなくてはいけないんじゃないかと考えております。

3番目、もし異常があったときの原因についてはどうかという話、あるいは受け入れの医療機関についての質問だったんですけれども、これも柴田町で行われたものについてはB判定、C判定は出ていないと聞いております。そして、もし出てきたときの原因なんですけれども、これは請願書にも書いてあるように放射性ヨウ素が測定不能の状況になっておりますので、また自然界にも放射性ヨウ素というものはあるわけですから、何が原因なのかということ特定するのは不可能だと思います。ただ、首相官邸のホームページに書いてあるんですけれども、チェルノブイリの事故がありまして、そのときに放射性ヨウ素131が甲状腺に取り込まれることによっていろんな症状が増加し、その被害時の年齢が低いほど高いということが言えるという形でホームページで紹介されております。ただ、一つ救いといいますか、言えることは、甲状腺の異常というものは進行が非常に遅くて、正確に診断をして、的確な治療を受けることができれば、もとどおりの生活を送ることができるというふうにも紹介しております。ですから、早急に検査をしなければいけないというのもそこにあるんですけれども、なるべく早く検査を受けていただくことが必要だと考えております。

もし見つかった場合の医療機関のことなんですけれども、請願者の高井さん、笠間さんもすぐに町が責任を持って医療をしてくれというところまでは望んでおりません。当然、的確な医療機関を紹介していただければそれで結構という形で述べられておりますので、そこまでの話になるかと思えます。

次に4番目なんですけれども、検査費は無料になるかもしれませんが、これからの10年後、20年後はどうなりますかということで、これは請願書の中にも出ておりますけれども、国の復興特別交付金は平成32年までは延長されるということが述べられております。ただ、その後についてはどのような形になるかということについては今のところ不明です。ですから、どのような経費がこれからかかってくるのか、その中身によってくると思いますけれども、そ

れこそこれからみんなで話し合っていかなければいけない内容ではないかと考えております。

最後になるかもしれませんが、柴田町の住民の中にはこのような形で請願に出てくる内容のように不安を持っていらっしゃる方がいらっしゃいます。ですから、これを我々議会が受けとめて、そしてそれを行政の方に大きな決断をしていただかなければならないのかなと私は思っております。そのためには、議会が一致した判断を示して、行政の後押しをしていかなければならないかと思っておりますので、私も紹介議員の一人としてこれからも一緒に相談をしながら進めていきたいと思っております。この場をおかりいたしまして、同僚議員のご賛同、ご支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 再質問というわけではなくて、反対でもありませんので、先ほど広沢議員もおっしゃってございましたけれども、私も請願書を見させていただいて、それなりの意見をお話ししました。広沢議員も、いろんな意見の持ち主はあったんだけど、議会運営委員会にかけられてそのまま。我々会派は誰も入っておりませんので、意見を述べる機会がありませんでしたので、私は明子さんのほうにはこんなことを言いました。最良の検査ですかということで、福島では子供はホールボディカウンターでしょうかね、ああいう高価な、人数制限もあるような、そういう検査もありますし、またフィルムバッジということも私お話ししました。フィルムバッジというのは放射線技師が胸にバッジつけているものですね。1カ月間遊んだり何したりして、1カ月間で放射能をどれぐらい浴びたか、こういう検査もあるんですよというように、それが本当にベースとなるんですかねというお話もしました。

また、検査料金については私は全部無料でできると思いませんでしたので、町での負担は筋違いですよということを申し上げました。もしそうだとすれば、県あるいは国、東京電力に請求ですよということ、こんなようなこともお話しいたしました。

また、異常がある場合の受け入れ体制ということもお話しさせていただきました。その例として、私はピロリ菌の検査をやりたいんです。一般質問なんかでも言うんですけども、ピロリ菌がいました、あるいは萎縮がありましたとかということとその受け入れ、胃カメラを飲む、その除菌体制、医療機関の医師団ともう少しお話ししないとまだできないんですよと課長から答弁をいただきましたので、そういうふうにして私もやりたいものもあるんだけど、できないものもあるんですよ。医療機関ともこれから相談して、要生検とかとなればそういうところにも受け入れしていただけるようにというようなことで、私もよいものを柴田町から発

信するのであれば、もっといろんな、我々と執行部、あるいはそれに医師団も加わるのかもわかりませんが、じゃあこれを定期的にやっというとかというようなものがあれば、また違う形で柴田町から発信できるのかなと、そのような思いを持って、今回臨んだわけです。

不安に思っているお子様というのはたくさんおられると思いますし、実際に南相馬市で今インターネットでも出ております。約8,000人とか、あるいは6,800人ぐらいの検査をしておられますし、そういう方についてもほとんど異常ないとか、それでもまだ心配なお子さんはこういうところで検査してくださいよというのもありましたので、そういうものも加味しながら、みんなの意見を取り入れていただきたいというのが要望で、私の意見を終わらせたいと思います。

○議長（加藤克明君） では、意見といたします。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民に対し、町が年1～2回程度、継続的に検査を実施することを求める請願の採決を行います。

本案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、請願第1号子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民に対し、町が年1～2回程度、継続的に検査を実施することを求める請願は採択することに決しました。

日程第21 陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情

陳情第3号 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第4号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情

○議長（加藤克明君） 日程第21、陳情に入ります。

12月会議の本日までには受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第2号から陳情第4号までについては、さきの日程にて意見書案第3号、第4号、第5号として提出され、可決されておりますので、ここでは報告のみの取り扱いといたします。

また、要望等である要請第4号については意見書案第6号として提出され、可決されており、お手元に配付のとおりであります。

これで12月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、平成28年度柴田町議会12月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の会議では、新たな農業委員会制度による農業委員会委員の任命に係る人事案件9件、国の人事院勧告に基づく職員給料等の改正など条例改正8件、国の第2次補正予算に伴う学校施設環境改善交付金などの各種交付金事業を含む一般会計補正予算のほか、各種会計補正予算5件、提案申しあげました全てで原案のとおり可決いただきまして、改めて御礼申し上げます。

また、一般質問では15人の議員の皆様から30問13課にまたがる103項目の多岐多彩な内容の提案をいただきました。質問では、子供から高齢者の健康や貧困に関すること、地域の生活にかかわる側溝問題や、ふえ続けるイノシシ対策、公共施設の現状と今後の整備のあり方などのマネジメントに関するもの、「花のまち柴田」を推進するための観光政策等、さまざまな提案がありましたが、その中で図書館司書の専門職としての職員採用、不妊治療に対する助成、子ども食堂への支援制度の創設、柴田町地域包括支援センターの船岡駅前への統合などの新たな事業に取り組まさせていただくことにいたしました。

このように、一般質問で提案されましたことにつきましては、真摯に受けとめながら、できるところから取り組んでまいります。

ことしを振り返れば、平成28年度は柴田町制施行60周年の記念の年であり、さまざまな記念事業を実施させていただきました。

4月7日には、60周年記念の冠事業としてしばた千桜橋完成式としばた桜まつりの同時開催に始まり、4月14日、15日の両日には全国21の自治体に参加いただいて、第24回全国さくらサミットを柴田町で初めて開催しました。夜桜ナイトツアーに参加された首長方からは、ライトアップされたしばた千桜橋と白石川堤一目千本桜の幻想的な姿に感銘されておられました。

また、9月25日には槻木生涯学習センターで町民の皆様を初め、たくさんの関係者の参加を
いただいて、町制施行60周年記念式典を盛大に開催することができました。

さらに、10月26日には第18回伊達開拓ふるさと従兄弟（い〜とこ）まちづくりサミットを開
催し、改めて1市4町のきずなを深めたところでございます。

このように、平成28年は本当に多くの外国人を含む観光客はもとより、町民の皆様に柴田町
の魅力を改めて知ってもらうことができました。今後はこれまで以上にインバウンドの推進や
フットパスの実践により、「花のまち柴田」のイメージアップに努め、地方創生の推進を図っ
てまいります。

ことしも残りわずかとなりましたが、ことし1年間の議員各位のご指導に感謝申し上げます
とともに、3万8,000人余りの町民の皆様がご健勝で新年を迎えられるようご祈念申し上げ、
ご挨拶とさせていただきます。1年間大変ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これをもって平成28年度柴田町議会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時24分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを
証するためここに署名する。

平成28年12月8日

議 長

署名議員 番

署名議員 番